

の先例は次第に他の地方に及び、諸種の業務に於て同盟解雇は頻りに行はれたり。

一九〇七年二月、政府は勅令を發して、資本家の同業組合は其地域を一地方に限定せる從來の規定を改め、全國に涉りて之を組織することを得るものとせり。是より先き政府は職工組合に對しては地方組合の聯合を禁止せるに拘はらず、同業組合に對して之を默認せることは、已に不公平の處置たり。然るに更らに進んで此勅令を發したるは、全たく政府と資本家と結托して労働者に對し無限の抑壓を加へ、労働運動を根本より排除せんとしたるものなり。政府の非社會政策は實に甚しきものありと云はざるを得ず。

此時期に於て政府の職工組合に對する壓迫は實に苛酷を極めたり。職工組合にして社會黨と關係あるものは凡て解散を命じ、又全國的聯合及び國際的聯合の計畫は之を嚴禁せり。多少の嫌疑ある組合に對して、警

吏を其事務所に派遣して、役員を監禁處罰し、資金を沒收せる事例は頻りに各地方に起れり。一九〇七年六月乃至一九〇八年四月の間、解散を命ぜられたる組合は其數八一に及び。又組合の機關たる新聞雜誌にして發行禁止の厄に遭ひたるもの二十七とす。亦以て其狀勢を推すに足らん。

一九〇八年議會に於てマククラコフは十九人の社會民主黨議員、十二人の労働黨議員を代表して、職工組合に關する質問書を提出せり。此質問に於て内務大臣の訓令發布後、地方官が正當の理由なくして組合の設立に對して認可を與へざること、妄りに組合の解散を命じ或は組合の出版物の禁止を行ひたること、頻りに組合の集會を解散し、事務所の搜索を行ひ幹部を逮捕監禁したること等の事實を挙げ、政府に反省を求めたり。此質問書は特別委員に附托せられ、次の議會に於て委員會報告あり。委員會は此事實を正確ならずとし、之を否決したるも本會議に於て討議に付

せられたり、右黨を代表せるサムイロフスキは職工組合は社會黨の別働隊に外ならず之を禁遏するの必要ありと公言し、十月黨を代表せるテニシエフは職工組合の運動が經濟的範圍を脱せざる限りは政府は之が發展の爲に必要な保護を加ふべきものなりと主張し、終に九十二に對する百四十四の多數を以て之を可決せり。

此質問に對して政府は何等の答辯をもなさざりしが、翌年三月議會に於て豫算の討議に際し、商工大臣チミルヤセフは社會政策に關する政府の方針を述べ、職工組合に對する政府の態度を明かにせり。其の説く所に依れば、勞働問題は工業政策と密接の關係を有せり。之が解決に就ては政府は重大なる責任を自覺し、絶へず慎重なる考慮をなせり。若夫れ職工組合に就ては其の勞働者に與ふる効果の多大なることは固より疑を容るべきに非らず。然れども是れ組合の運動が勞働者の經濟的地位を昂上し、其生計の安固を期圖せる場合に於て然りとなす。若し組合の運

動が此範圍を逸し、徒らに政黨と提携し政争の機關たることあらば、政府は毫も寛假する所なく鎮壓の手段を執るべしと云へり。願ふにチミルヤセフの此宣言は社會政策を以て主要なる行政の方針となせることに於て、官僚の空氣充滿せる露西亞政府に於る空谷の足音と目すべきものたり。彼は曾つて財務官として久しく獨逸に駐在し、獨逸に於る社會政策の思想に依りて深甚なる感化を受けたり。國に歸りて職を商工省に奉ずるや、機を見て其理想を實現せんとしたるも内務大臣ヂュルノウアと意見の衝突あり。一旦桂冠の已むなきに至れり。彼は今や商工大臣として社會政策に關する方針を公言せり。然れども左黨は寧ろ嘲笑を以て之を迎へ、彼の理想は永久に實現の期なかるべしと云ふ者あり。果せる哉、若干もなくして彼は再び其職を抛つこととなり、爾來官僚政府に於て社會政策に關し熱烈なる代表者を見るなきは實に國家の不幸と云はざるを得ず。

職工組合に對する政府の監督は、當局大臣の交迭に依り寛嚴其度を異にし、其方針は時々變化を見るも、大勢の趨く所は區々入力の得て左右すべきに非らず。組合は歳を追ふて發展の氣運に向へり。茲に之に關する統計を掲げん。

一九〇七年露國職工組合總會の調査に依れば、同年組合の總數六五二にして、組合員の總數二四五、〇〇〇なり。就中組合數一九〇、組合員數一六五、〇〇〇はペトログラード、モスクワ、ワルシャウ、ロヅ、バク、ヲデッサの六大都市に集中せり。

更らに業務の種類に依り之を分類すれば左の如し。

| 組合數 | 組合員數 |
|-----|--------|
| 鑛業 | 五 |
| 木工業 | 三八 |
| 皮革業 | 八五 |
| 織工業 | 八一 |
| 其他 | 一七、〇六六 |
| 合計 | 二、四七五 |

| 組合數 | 組合員數 |
|------|------|
| 鑛業 | 五九 |
| 活版業 | 七二 |
| 食料品業 | 七八 |
| 建築業 | 四三 |
| 紡織業 | 二五 |
| 商業 | 一〇一 |
| 其他 | 六五 |
| 合計 | 六五二 |

因に云ふ。一九〇九年商工省の調査に依れば、組合數二五六、組合員數一〇三、〇〇〇なり。先に述べたる計數と一致せざるも、此調査に於ては法律の手續を履みて登録せられたるものを計上したるなり。職工組合總會の調査は此形式の奈何に拘はらず、事實上存在せるものに就き計算をなしたるなり。

同盟罷工に關する統計 職工組合の運動に就て最も有力なるものは同盟罷工とす。去れば余は茲に政府の調査に係る同盟罷工に關する累

年統計を掲げて、組合運動の狀況を示さんと欲す。

| 年 | 罷工件数 | 工場總數 の比例 | 罷工職工數 | 職工總數 の比例 |
|-------|--------|-------------|-----------|-------------|
| 一八九五年 | 六八 | 三六 | 三一、一九五 | 二、〇一 |
| 一八九六年 | 一一八 | 六二 | 二九、五二七 | 一、九四 |
| 一八九七年 | 一四五 | 七五 | 五九、八七〇 | 三、九九 |
| 一八九八年 | 二一五 | 一、一三 | 四三、一五〇 | 二、八七 |
| 一八九九年 | 一八九 | 九〇 | 五七、四九八 | 三、八三 |
| 一九〇〇年 | 一二五 | 七三 | 二九、三八九 | 一、七三 |
| 一九〇一年 | 一六四 | 九六 | 三二、二一八 | 一、八九 |
| 一九〇二年 | 一二三 | 七二 | 三六、六七一 | 二、一五 |
| 一九〇三年 | 五五〇 | 三、二一 | 八六、八三二 | 五、一〇 |
| 一九〇四年 | 六八 | 四〇 | 二四、九〇四 | 一、四六 |
| 一九〇五年 | 一三、九九五 | 九三、二〇 | 二、八六三、一七三 | 一六三、八〇 |
| 一九〇六年 | 六、一一四 | 四二、二〇 | 一、一〇八、四〇六 | 六五、八〇 |
| 一九〇七年 | 三、五七三 | 二三、八〇 | 七四〇、〇七四 | 四一、九〇 |
| 一九〇八年 | 八九二 | 五、九〇 | 一七六、一〇一 | 九、七〇 |
| 一九〇九年 | 三四〇 | 二、三〇 | 六四、一六六 | 三、五〇 |

又同盟罷工の原因に就き、經濟上の原因と政治上の原因を區別すれば、一九〇五年以後、此二者の比例左の如し。

| 年 | 罷工件数に於る比例 | | 罷工職工數に於る比例 | |
|-------|-----------|------|------------|------|
| | 經濟上 | 政治上 | 經濟上 | 政治上 |
| 一九〇五年 | 五七、〇 | 四三、〇 | 六二、二 | 三七、八 |
| 一九〇六年 | 五一、八 | 四八、二 | 五三、六 | 四六、四 |
| 一九〇七年 | 二八、四 | 七一、六 | 二九、六 | 七〇、四 |
| 一九〇八年 | 四八、〇 | 五二、〇 | 四七、四 | 五二、六 |
| 一九〇九年 | 八五、三 | 一四、七 | 八七、〇 | 一三、〇 |
| 一九一〇年 | 九六、四 | 三、六 | 九一、九 | 八、一 |
| 一九一一年 | 九四、九 | 五、一 | 九二、一 | 七、九 |
| 一九一二年 | 三五、九 | 六四、一 | 二四、三 | 七五、七 |

| | | | | |
|-------|------|------|------|------|
| 一九一三年 | 五七、〇 | 四三、〇 | 四三、四 | 五六、六 |
| 一九一四年 | 三二、一 | 六七、九 | 二六、三 | 七三、七 |

本表示す所に依れば、此國の同盟罷工に於て政治上の原因に基くもの多きことは、西歐諸國に其比を見ざる所なり。殊に一九〇五年乃至一九〇七年の間は、日露戦役の爲に革命運動は各地に勃興し、而して議會の開設以後、政府は議會に對し猛烈なる壓迫を加へ、解散に次ぐに解散を以てしたる時期なるを以て、同盟罷工數多く、殊に其大部分は政治上の原因に基けるものたり。余が本章の始に於て、露西亞の労働運動は經濟と政治とを混同する傾向ありと斷定したる、亦偶然に非ることを知るべし。經濟上の原因に基ける同盟罷工に於て、其の争點が賃銀に關するものに就き、最近二年間の統計左の如し。

| | | |
|-------------|-------|-------|
| 罷工事件數 | 一九一三年 | 一九一四年 |
| | 一、〇二〇 | 四七四 |
| 罷工事件數に對する比例 | 四二、四 | 一三、四 |

罷工職工總數に對する比例 二六二、四六七 一五〇、五八一
 罷工職工總數に對する比例 二九、六 一一、三
 經濟上の原因に基ける同盟罷工に就き、其結果に依り分類すれば、最近二年間の統計左の如し。

| | | | |
|--------|--------------|-------|-------|
| 成功せるもの | 罷工事件數に對する比例 | 一九一三年 | 一九一四年 |
| | 罷工職工總數に對する比例 | 八、四 | 九、二 |
| | 罷工職工總數に對する比例 | 七、五 | 五、九 |
| 互譲せるもの | 罷工事件數に對する比例 | 四六、六 | 二一、三 |
| | 罷工職工總數に對する比例 | 三〇、四 | 二五、一 |
| 失敗せるもの | 罷工事件數に對する比例 | 四五、〇 | 六九、六 |
| | 罷工職工總數に對する比例 | 六二、一 | 六九、〇 |

同盟罷工の繼續期間に關する統計左の如し。

| | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 繼續日數 | 罷工事件數 | 一九一三年 | 一九一四年 |
| 二以下 | 一、四六七 | 六一、〇 | 二、四四一 |
| 二乃至三 | 一六六 | 六、九 | 二〇七 |
| 三乃至五 | 二一六 | 九、〇 | 二三八 |
| 五乃至一〇 | 二五二 | 一〇、五 | 三五三 |
| 勞働運動の發展 | | | 一九一 |

| | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 一〇乃至一五 | 一二六 | 五、二 | 八七 | 二、五 |
| 一五乃至二〇 | 四七 | 二、〇 | 四〇 | 一、一 |
| 二〇乃至三〇 | 六二 | 二、六 | 四一 | 一、二 |
| 三〇以上 | 六八 | 二、八 | 二二七 | 三、六 |

本表に於て二日以内の同盟罷工が過半を占むるの事實は、組合の組織未だ完全ならざる爲め罷工方法の進歩せざることを示すと同時に、之に依つて政治的原因の爲に發作的に起り、根據ある經濟的要求に基かざる同盟罷工多きことを明かにすべし。

職工組合の近況 余は更らに職工組合の組織、及び其運動の方法に就き最近の狀況を述べんと欲す。

先づ注意を要するは職工組合聯合の計畫是なり。此計畫は二種の形式に於て現はれたり。一は各種組合の地方的聯合にして、一は同種組合の全國的聯合是なり。

各種組合の地方的聯合とは、大都市に在る所の各種の組合が聯合し、地方

の關係に基ける共同の利益を主張するものにして、此運動は一九〇五年ペテログラード、モスクワ、ハリコフ等而起り、大都市に於て之が存在を見ざる所は殆んど之なきに至れり。去れど此聯合は經濟運動よりは寧ろ政治運動に利用せらるゝ場合多しと云ふ。

同種組合の全國的聯合の計畫は、職工組合法に禁止の規定あるを以て、之に抵觸せざる形式に依るの必要あり。従つて其發展遲々たるを免れず。活版工組合は此運動に於て先鞭を著けたり。一九〇七年四月、ヘルシングフアース市に於て、始めて全國組合總會を開らざたり。該會の議決に依り、中央本部を設け、機關雜誌を發行し、地方組合の運動を統一指導し、又各組合の間に於て勞働紹介の疏通を圖ることとせり。本部の費用に充る爲に、地方組合は其収入の五歩を本部に供出することを定めたり。

職工組合は一九〇六年八月モスクワに全國組合總會を開らざり、紡績職工組合及び建築職工組合は一九〇七年二月モスクワに全國組合總會を開

らき、聯合の計畫を立て、此方針に依り漸次其歩武を進めたり。職工組合の運動は最近に至つて次第に穩健に趣き、秩序を重んじ同盟罷工の濫發を防止するの傾向あり。或は特に此趣旨を發表し組合員に警告を與へたるものあり、西部染織組合の如し。或は同盟罷工に關する手續を嚴密に規定し役員の決議に依るに非れば之をなすことを得ずと定めたるものあり、ペトログラード鐵工組合の如し。又工業調停局の設置に關する意見は組合の各方面に起れり。最近活版工組合の總會に於て、工業調停局を設け、雙方同數の代表者を出し、加ふるに第三者たる調停者を以てし、而して其調停條件は強制を加へず雙方をして任意に之を實行せしむるの案を決議せり。商業使用人組合の總會に於ても亦同一の決議をなせり。

職工組合の經營に就き此國の特徴たる事實を擧ぐれば、先に述ぶる如く露西亞に於る工業の集中は實に顯著なるものある爲に、労働者の大部分

は大工場に集中せる結果として、組合の中堅は常に是等の労働者に在り、従つて同盟罷工等の運動を開始するに當つて、迅速なる行動をなすの便宜を有せるは言を俟たず、平時に在つて是等大工場に於て特別の委員を設け、此委員は組合と組合員の間に立ちて、會費の徴收、文書の配付をなし又工場主に對する交渉の任に當らしむるを例とせり。組合に依つては此委員は強大なる權力を有し、其決議は總會を左右せる場合あり。或は役員の大數は此委員の指定に係る場合あり。要するに大工場に於て労働者の集中せる事實は、組合の運動に統一を保つに就き、幾多の便宜を有せるものたり。去れど之が爲に各地方に在る所の支部は其の壓迫を受け、聯絡を保つに困難なること少なきに非らず。

又職工組合の組合員に對する訓練充分ならず、節制缺くる所あり、組合員が同盟罷工を企るに當り、組合の承認を経ずして之を決行する事例多し。加之ならず同盟罷工の際には新たに加入する者多きに拘はらず、罷工終

了するに至つては忽ち退會をなす者多し。又會費の未納多きことは此國組合の特徴と云ふべく、社會政策の泰斗たるトートミアンツは我國労働者が二週間毎に組合に會費を納むるは、城塞に攀上るよりも難事と思惟せるものゝ如しと云へるを以て、之を推すに足らん。又組合の會計の紊亂は一般の事例と云ふを憚らず。會つて模範組合の名を得たるペトログラード活版工組合に於て、會計主任が五千留を横領して逃亡せしことあり。其他の組合に於ても同一の弊害少からずと云ふ。

職工組合の沿革に就て、職工組合と社會黨の關係を明かにするは必要の事たり。願ふに職工組合が屢々政治上の運動に傾ける事實は先に述ぶる所の如し。而して之が原因たる職工組合が各派の政黨と密接の關係を有せるもの多きに依るなり。

一九〇六年社會民主黨中堅となり社會黨各派合同の計畫成り、總會はストクホルムに開かれたり。此總會に於て社會黨の職工組合に對する「態

度に關する決議をなせり。其要旨を按ずるに、労働者の經濟的運動は政黨の政治的運動と聯絡を保つに非れば其勢力薄弱なるを免れず。従つて職工組合は社會黨の旗幟の下に集まり其指導を受くべきものなりと云ふに在り。一九〇七年春、倫敦に開かれたる社會黨總會に於ても、亦同一の趣旨に依る決議をなせり。然れども労働者の間には社會主義の主張に左胆し其運動に對して同情を有せる者と雖も、職工組合に社會主義の沁入するは組合の發展上不利益なりと思惟せる者少しとせず。願ふに職工組合は労働條件を改良し經濟的實益を收むるを以て主眼とせるを以て、夫の徒らに將來の理想に偏して、現實の問題を閑却するの傾向ある社會黨と密接の關係を保つは、労働者の糾合に多大の不便あるは言を俟たず。且又職工組合の發展の爲には統率者と組合員の間に繼續せる關係の存在を必要とす。然るに社會黨員に依つて指導せらるゝ組合に於ては、社會黨員は警察の迫害を避くる必要上、久しく一定の場處に留ま

ること能はず。従つて統卒者屢々變更するを免れず。此事實は組合の發展に少からざる支障を生ずるなり。加之のみならず社會黨の運動者は濫りに官憲と衝突し、組合の解散を命せらるゝも敢て之を意とせず。寧ろ階級闘争の手段として之を歓迎するの嫌なきに非らず。一九〇八年四月サマラに於て凡ての組合が一時に解散せられたることあり。是より先き社會黨の一有力者はトスムクの監獄を脱し、サマラに來れり。他人のパスを用ひ偽名を以て頻りに職工組合に出入し、社會黨の組織を勧誘し、演説會や出版物や凡て秘密の手段を以て黨勢の擴張に盡瘁せり。此事實發覺し終に縛に就きたると同時に該市に在る所の各組合は解散を命せらるゝに至れり。

是等の事情に基き、職工組合を以て自己の藥籠中の物とせんとする所の社會黨の計畫は充分の成效を見る能はざりき。従つて社會黨の職工組合に對する態度は次第に變化せり。一九〇七年倫敦に開かれたる社會

黨總會に於る決議は以て此傾向を知るに足るものあり。此決議の要旨は社會黨と職工組合が共同の組織に依り其運動を與にするは最も警誠を要することたり。妄りに此方針を固執せんか、却つて二者を隔離するの危険を生ずるの憂あり。去れば此事たる之が爲に職工組合の活動を妨げ其發展を阻害せざる範圍に於て之を實行するを要すと云ふに在り。爾來社會黨は此方針に依て職工組合に對する關係を保てるものゝ如し。消費組合の沿革 余は本章に於て主として職工組合の沿革を叙述せり。是れ他なし各國社會史に於て労働運動の中樞は常に職工組合に在るを以てなり。去れど労働運動は強ち職工組合に限極すべきに非らず。消費組合の如きも亦其性質上、一種の労働運動たるを失はず。余は更に消費組合の發展に就て叙述を試みんと欲す。

露西亞に於る消費組合の運動は實に最近の事實にして、今世紀の始に於て其萌芽を發したり。當時物價の騰貴著しく、生活難の聲は社會の各方

面に起れり。今政府の調査に依り、物價騰貴の趨勢を示さん、一九〇二年の物價を一〇〇とし、此以後累年増加率左の如し。

| | |
|-------|-------|
| 一九〇三年 | 一〇七、五 |
| 一九〇四年 | 一一二、〇 |
| 一九〇五年 | 一一六、二 |
| 一九〇六年 | 一二五、一 |
| 一九〇七年 | 一三一、八 |

此期間に於て生活必要品の價格は殊に甚しき騰貴をなせり。麵麩は各地方に平均五割の騰貴をなし、衣服も亦概して同一の比例を示せり。然るに賃銀騰貴の割合を見るに、石油業に於て二割、紡績業に於て一割五歩の騰貴をなせるも、其他の業務に於ては五歩乃至一割に止まるもの多し。加之のみならず工場主に在つては賃銀の騰貴を阻止する方法として、男工に代ふるに女工を以てし、或は新器械を應用して勞力を省くことを務めたり。於是乎勞働者は應急の手段として一種の考案を立てたり。

一は市會に向つて物價の限度を定めしむること、及び市業として販賣店を設け低價なる物品の供給をなさしむることにして、一は消費組合の設立是なり。市會に對する運動は先づペトログラードに始まり、市會は特に委員會を設け勞働者の代表者を参加せしめ熟議をなせしも、終に成案を得るに至らざりき。其他の都市に於ても同一の運動起りしも、何等の結果を得る能はずして已みたりき。

去れば勞働者は第二の方法に訴へ消費組合の計畫を立るに至れり。此計畫は當時頻りに催されたる各種の職工組合總會に於て屢々問題となれり。是等の會合に於て消費組合の計畫に就て、當初は工場内に於て從來存在せる所の販賣店を利用するか、或は工場主と協力して新たに之を設くるの議起りしが、工場主の力を藉るは勞働運動に就き不利益を醸すこと少なきに非るを以て、勞働者が獨立して之を組織するの意見多數を占むるに至れり。鐵工組合の如きは、之を以て職工組合の事業となすか

然らざれば二者互に密接の關係を有すべきことを決議せり。亦以て消費組合に關する思想の傾向を知るに足らん。

是くて消費組合の運動は一九〇七年に至つて漸次實行の緒に就き所謂ロッヂデール式に依る消費組合は各地に起れり。其の最も顯はるゝものは、ベルムに於る鐵道職工の組合、モスクワに於るムイチーシエンスキ工場、ワリエホフスキ、コヒムスキ工場、グージョン工場、プロハロフスキ工場等に在る所の組合とす。其他バクにては石油鑛夫の組合組織せられ、ベトログラードに於ても亦幾多の組合相踵で起れり。此以後消費組合の運動は歳を追ふて發展せり。因に云ふ、現時露西亞に於る消費組合の首唱者として、名噴々たる者をトートミアンツとなす。消費組合が最近數年間に偉大なる發展をなせしは、彼の努力に負ふ所多きことは疑を容れざるなり。

第五章 社會主義と憲政運動

露西亞に於る社會黨の特徴 工業の革新は階級鬭争の勢を馴致し終に社會黨の發生を促がすに至るは、各國に於て均しく見る所の事實たり。之を西歐諸國に徴せんか、英國にては特別の事情の爲に社會黨の發展遅々たるを免れずと雖も佛獨兩國にては社會黨の勢力は駭々として進み現今議會に於て中樞の地位を占めたり。然るに露西亞の社會黨は其發生以來已に幾多の年所を経たるも、萎靡振はず、常に他黨派の後に瞻若たるの看あり。顧ふに露西亞の如き專制政治の模範を示せる國に在つては、獨り社會黨と云はず、苟も政府に對し反對の地位に立つ所の政黨は發展の餘地なきことは固より言を俟たず。憲法制定以來、國家の形式は立憲政體となりしも、其實質を見れば純然たる專制政治に外ならず。法律は有れども無きが如く、權利自由の保障は空しく官僚の蹂躪する所とな

れり。殊に過去三十年間、政府の社會主義者に對する追窮迫害は至らざる所なく、集會の解散、出版の禁止は云ふも更なり、警視總監の一喝の下忽ちシベリヤに追放せられ、凄月悲風の底、怨を吞んで獄窓に呻吟する者年々其數を知らず、獨逸に於てビスマークの制定せる社會黨鎮壓法は、峻嚴苛酷多く其比を見ざるものたり。而も公安の維持の爲に已むを得ざるの處置として、一定の時期を限つて之を決行したるなり。露西亞に於ては此種の法律は之なきも、事實に於て社會黨鎮壓法が終始實施せられたるものと云はざるを得ず。是の如き政府の下に在つて社會黨の發展を望むは、百年河清を俟つが如くならんのみ。

前世紀の末葉以後露西亞政界の目標は專制政治の打破に在り。所謂憲政運動は之が爲に起れり。當時社會の木鐸たり、國民の指導者を以て自任する所の所謂知識階級の間には、立憲政體の創設に全力を委し、憲政運動に其身を捧げたる者多し。彼等は工業革新の結果として生じたる

社會問題の解決や、西歐諸國より移入せられたる社會主義の思潮に對しては、之を以て他日の問題となし、政治の革命を以て先決問題となせり。社會主義を唱道する者に在つては、固より經濟的革命と政治的革命は其根本に於て性質を異にせるが故に、各々別個の運動をなすの必要を認めたるも右述ぶるが如き專制政治の下、其力を伸ばすの不可能なる事實に鑑み先づ憲政運動に依り政治的革命の必要を自覺せる者なきに非らず。少なくとも社會主義の運動は憲政運動と呼應し、提携するの傾向ありしは疑を容るべからざる所なり。

此趨勢たる知識階級に於て已に然りとせば、其指揮の下に立てる勞働者の階級に於ても、此二種の運動を混同し、寧ろ憲政運動を以て社會主義の先決問題となし、先づ專制政府を仆し、次て社會主義を實行するの理想を抱くに至るは亦已むを得ざることたり。

近世各國の社會史に於て之と同一なる事例を求めんか、佛國に於て一八

四八年革命前の政界の狀況に如くものなし。當時佛國の政界には、社會主義と立憲政治の二大潮流あり。労働者は社會主義の旗幟の下に集まり、市民は立憲政治を標榜して起てり。當初は各々其本領を守り互に相譲ることなかりしが、偶然二者の抱合となり、終に革命の變を起し、先づ共和政體を建設し、次て社會主義の實行に着手せり。露西亞に於ても此二大潮流は今世紀の初まで、各々別個の方向に進みたるも、一九〇五年、日露戰役に伴つて起れる革命に於て、二者の提携を見るに至れり。今回の革命に就ても、官僚に對する極度の反感が終に二者の聯合を來したるものと云ふは不當の見解に非るべし。

露西亞に於る最近政界の事情是の如し。社會主義の運動が久しく獨立の發達をなし、嶄然頭角を現はすに至らざりしは固より怪むに足らず。余が茲に社會黨の沿革を叙述するに當り、主として社會主義の運動と憲政運動の關係に重を置けるは乃ち此理由に外ならず。

虚無黨の沿革

露西亞に於る社會主義は其の由つて來ること遠し。

之が先驅をなせるものは虚無黨なり。顧ふに虚無黨は其名稱に就ては此國の特有なるも、其理想より見れば、西歐諸國に於る無政府主義と何等の差違あることなし。無政府主義の理想とする所は極端なる個人の自由にあり。之が爲には政治に宗教に經濟に社會の各方面に涉り、權力と服従の關係を打破せざるべからずと云ふに在り。此理想に對して無政府主義の名を冠するときは只政治の局面に偏し範圍狹隘に失するの嫌あり。虚無黨の名稱こそ寧ろ適當なるものなるべし。

虚無黨は前世紀の前半期に於て其萌芽を發せり。六十年代の初に當りチエルニシエフスキは雜誌「現代」を發行し、頻りに新しき理想に依る政治の改革を唱道せり。若干もなくして政府は之を禁止し彼を監禁せり。彼は獄中に於て「何をなすべき乎」と題する小説を著はし、名を小説に藉りて實は佛人フーリエの社會主義に依る新社會の模型を示せり。此書

の發行に就て當初官憲は其眞意を知らず之を許可したるも、後に其内容を明かにするに及んで、之が發賣を禁止せるのみならず、彼をシベリヤに追放し、爾來二十年間彼の行動を検束したり。

之と同時にツルゲネフの「父と子」と題する小説現はれたり。彼は當時青年の最も崇拜せる知名の小説家たり。此小説に依り始めて虚無黨なる名稱起りたりと云ふ。此他ビサレフ、ドブロリユボフ等盛んに此主義を唱道せり。

又此時代に於て瑞士にてカール、マークスと與に社會主義の運動に従事せるバクニンは社會主義の理想に關し其議相容れざるを以て、マークスと袂を分つて本國に歸り、頻りに無政府主義を鼓吹し、虚無黨の運動に向つて少からざる聲援を與へたり。

虚無黨は當初知識階級の運動にして、主として青年の學生之に参加せり。特に團體を組織することなく同志の秘密會合に依つて主義の研究や思

想の傳播を圖れり。其機關たる雑誌や文書は外國に於て發行し、當局の檢閲を避け、密かに本國の同志に配付せり。

虚無黨の勢力次第に加はり、人心靡然として之に傾かんとするや。多少思想の自由を尊重せりと稱せらるゝ亞歷山第二世の政府も之を忽諸に附すること能はず、終に峻嚴なる壓迫を加ふるに至り、新運動の首唱者に對し、或は之を監禁し、或は之を追放に處し、毫も假借する所なかりき。

一八六三年、波蘭獨立の運動起るや。虚無黨に屬せる知識階級の間には波蘭の國民に對して同情を表せる者少なしとせず。然るに貴族や官僚は之を以て大帝國の興亡に關する重大問題となし、政府は終に武力を以て亡國の遺民を壓迫し去れり。此事實たる、虚無黨に屬せる一派の志士をして、更らに政府に對する反抗の念を増さしめたり。此後亞歷山第二世は意を内政の改革に用ゐ、地方自治の制度を布き、司法機關に改善を加ふる等、治蹟の擧ぐべきもの少なしとせず。然れども大勢の趨く所區々

たる人力の得て左右すべきに非らず、革命の氣運は次第に加はりたり。一八六六年、カラコゾフなる虚無黨の一青年は皇帝に對し弑逆を企てたり。然るに天未だ皇帝を捨てず。彼は幸に事なきを得たり。此凶變の爲に政治に對する皇帝の理想は忽ち一變し、政府の方針は全たく其面目を改むるに至れり。遭難の後、直ちに皇帝は詔勅を發せり。其要旨たる今や革命思想の爲に、法律も宗教も其權威を欠き、生命も財産も其保障を失はんとし、國運は實に危機に瀕せり。朕は忠良にして而も保守的思想を有せる臣民、殊に貴族等に向つて援助を求めざるを得ずと云ふに在り。此詔勅に依り、政府は危険思想を鼓吹せる言論や出版を禁止するを以て足れりとせず、更らに國民の思想に遡つて匡正を加ふることを圖り、先づ大學教育に向つて嚴重なる監督を施こせり。當時保守派の代表者ども云ふべきデイミトリ、トルストイを擧げて文部大臣に任じたり。彼は各大學に於て頻りに拉丁や希臘の古文學を獎勵し、新思想の研究は絶対に

之を禁止するの方針を執り、又入學者の資格を制限し、或は月謝の引上をなし、由つて以て學生の數を減少することに汲々たり。加之のみならず中等の學校に對しても、政府は下層社會の子弟の入學を阻止することを圖れり。

政府の壓迫是の如し、加ふるに虚無黨の領袖たるドブロリユボフやピサレフは相踵で死し、チエルニシエフスキは尙ほシベリアに在り、バクニンは西歐に流浪しければ、革命運動は一時頓挫せるものゝ如し。

トルストイの大學制度の改革は實に豫期せざる結果を生じたり。此改革の爲に青年學生は政府の檢束を免れんが爲に、相率て外國に留學せり。而も其多數は瑞士に越けり。然るに當時瑞士はマークスやバクニンの如き各國社會主義者の淵藪たりしを以て、青年學生は忽ち其感化を受け露西亞の革命思想と西歐諸國の社會主義の聯絡を生ずるに至れり。

一八七三年政府は此危険を防止する爲め瑞士に留學せる數百の學生に

向つて歸國を命じたり。是等の學生は政府の命令に依て歸國を強制せられたるも本國に於て社會主義の傳播に盡瘁せる者多かりき。是くて靈西亞の革命運動は從來存在したる虛無黨の外に、更らに社會主義の一派を加ふるに至れり。虛無黨は所謂直接行動に依り、暴力を以て主權者や官僚を脅迫することを圖れるも、社會主義者は著書や言論に依て社會主義の普及を圖り、徐々將來に於る經濟革命の段階を造るに汲々たり。然れども社會主義の運動は其効果豫期の如くならず、其發展は極めて緩漫なり。是れ露西亞の勞働者は其教育の程度は未だ社會主義を了解するに足らざると同時に、官憲の威力は彼等の運動に向つて多大の打撃を與へたるに依るなり。去れば此派の人々にして稍々穩和なる思想を有せる者は、去つて憲政運動に加はり、性行の過激なる者は虛無黨に入り、直接行動の方針を執るに至れり。

虛無黨の運動は次第に猛烈となり、各地方に於て貴紳顯官の暗殺せらるゝ者相踵げり。一八七八年乃至七九年に於て其主なるものを擧ぐれば、ペトログラードにては、警視總監メンチエフは其兇及に仆れ、後任者ドレンテルンは纒かに免れたり。ハリコフにては縣知事クロボトキン公爵は暗殺せられたり。加之のみならず皇帝弑逆の計畫は頻りに行はれ、危機一髪の場合少なしとせず。

一八八〇年、皇帝は極端なる鎮壓は却つて反動の恐るべききのあるを慮り、モスコフを擧げて首相となし、人心緩和の方針を示せり。去れど革命派は之を以て偽善の行爲となし、毫も政府の誠意を認めず、反對の氣焰は依然舊の如くなりき。

一八八一年三月、皇帝は革命黨員グリネウキツキの兇及に仆れたり。此事變は革命運動に向つて多大の障害を與へたり。政府は再び猛烈なる鎮壓を加ふるこゝとなり、又多數の人民は此運動に對し嫌惡の念を以て之を迎ふるに至れり。此以後直接行動に依る虛無黨の運動は次第

に其跡を歛め、社會主義は憲政運動と提携して、先づ立憲政體の設立に依つて政治上の自由を得漸次社會的革命を實行することを圖り。而して其運動の主義として、西歐諸國の社會黨に仿ひ、公然たる政治運動をなすの傾向を生じたり。

社會主義の發生 此新傾向を代表して起ち純然たる社會主義の運動の鼻祖たる者をブレハノフとなす。彼の著書「社會主義と政治の闘争」及び「吾人の意思の衝突」を繙くときは彼の社會主義は全たくマルクスに私淑せるものたることを知るべし。彼は産業集中の法則を前提とし、社會的革命の必然起るべきことを豫想し、之が準備として勞働者に向つて政治運動を慫慂し、社會黨組織の必要を叫びたり。只異なる所は運動の方法に在るのみ。彼はマルクスの如くに、立憲政體は市民の主張に基き社會主義と何等の關係なきものたるを明言せるも而も政體の變更は社會主義の運動に重大の關係あり、現在の政體の下に在つては社會黨の發

展は得て之を望むべからず、先づ之を仆し代ふるに立憲政體を以てするは其理想に近づく必要の方法なりとの理由に基き、憲政運動と提携することを辭せざりき。之と同時に彼は虛無黨一派の直接行動に對しては猛烈なる反對をなし、夫のラフロフやチホミロフ等を目し輕舉妄動天下の事を誤る者となせり。

ブレハノフは其運動の方法として、先づ其同志ドイツツ、アクセルロドと與に「勞動解放團」を組織し、本部を瑞士ヂュネーブに置き、支部は秘密結社として本國の各地方に設け、互に聯絡を、保ち社會主義に關する雜誌や小冊子を發行し、思想の傳播に務めたり。次いで職工組合の設立を奨励し頻りに同盟罷工を煽動し、由つて以て階級闘争の觀念を培養することを圖れり。願ふに此派の有力者は高尚なる社會主義の學説は無智なる勞働者の到底理解する所たらざるを明かにし、勞働者直接に苦痛を感ずる所の工場生活の害惡を指摘し之を以て運動の起點となすを以て最も適

切なる方法と思惟せるなり。而して同盟罷工を煽動するに就て從來行はれたる所の徒らに暴行脅迫をなし官憲の忌諱に觸るゝの弊害を矯め、加ふるに組合に於て充分なる罷工基金の準備をなすことを勸告せり。是等の警誡たる事實に於て容易に行はれざることなるも、此派の運動の用意周到なることは亦推して之を知るに足るべし。

此派の運動は次第に労働者の歡迎する所となり。著々其効を奏したり前章述ぶる所の九十年代に於て職工組合の萌芽始めて發生したるは、疑もなく此運動の賜なりと云はざるを得ず。又此年代に於る著名の同盟罷工は多くは此派の計畫に係れり。之を要するに黨西亞に於る社會主義の組織的運動はブレハノフに負ふ所多しと云はざるを得ず。

一八九八年二月、ブレハノフ一派は社會民主黨の名稱を以て社會主義の新政黨を組織し、ミンスクに於て結黨式を舉行し、同時に宣言書を公表せり。社會主義の名士之に参加せる者多く、殊に立憲主義の泰斗ストルウ

エが之に加はりたることは、黨勢の擴張に多大の關係を有したり。然るに同年夏に至り、政府は新政黨に向つて解散を命じ、又之が幹部は或ば監禁せられ、或は追放せられたり。於是乎此黨派の首唱者は外國殊に瑞士に本部を設け、内地の團體と秘密に聯絡を通じ、由つて以て社會主義の運動をなすの方針を執れり。之が機關雜誌として、一九〇〇年十二月イスクルイを發行し、翌年四月ザリアを發行し、何れも瑞士に於て印刷に付し、密かに之を國內同志に配付せり。是等の出版物は國內に於て盛んに歡迎せられ、社會主義は次第に知識階級や労働者の間に普及せり。抑も社會民主黨組織の當初に於て、政府の壓迫は云ふも更なり、民間に於て之が發展を阻害する所の二種の事情あり。一方には労働者の間に労働運動を経済の局面に限局せんとする一派あり。他方には社會主義を奉せる知識階級に於ては憲政運動に狂奔し敢てマークスの學説を株守せざるの傾向ありき。然れどもゾパトフ運動の真相世間に暴露せられ、

し爲に經濟的運動は漸次労働者の信用を失ひ、又當時盛んに行はれたる。學生の革命運動に對して、労働者は之に助勢したる爲に、知識階級も亦労働者と一致の歩調を取るの必要を認め、自ら社會主義に依り二者の聯絡を保つこととなり、社會民主黨の勢力は次第に擴大せられたり。

社會黨の二派　今世紀の初期に於て社會主義の運動に端なく内部に破綻を生じたり。是れ他なし、社會黨に於てマークス派に屬せる社會民主派と、虛無黨の系統を承けたる社會革命派の衝突即ち是なり。余は此二派の關係を述ぶるに當り、先づ社會革命派の來歴を明かにせんと欲す。虛無黨の起原は先に已に之を述べたり。此派發生の當初に在ては、同一の理想を有せる者が各自其意見を發表し、獨立行動をなし組織的運動は未だ之を見るを得ざりき。一八七六年ナロドニチエストなる團體起り、次てナロドナ、ウヲルヤと改稱し、秘密の結社として同志の糾合を圖れり。七十年代、八十年代に涉つて此派の決行せる所謂直接行動は終に猛烈な

る政府の壓迫を挑發し、此派の運動は殆んど屏息なすなきに至れることは先に述ぶる所の如し。

此時代に於て此派の運動は何等見るべきものなしと雖も、其内部に於ては著しき變化を示せり。其主張に就ては從來の如く無政府主義に基き社會の各方面に涉りて破壊を試みることなく、主として社會主義に依る經濟的革命を標榜せり。而して其運動の方法に就き直接行動に依り個人に向つて危害を加ふることは成るべく之を避け、組織的運動に依り革命の手段に訴へて、其目的を達することを圖れり。要するに此派は次第に虛無黨の舊套を脱して、社會黨の形式を具ふるに至りしなり。虛無黨なる名稱が露西亞の社會史上に消失したるは實に此時代にてありき。願ふに虛無黨の内容に是の如き變化を加へ之を社會黨化せしめたるは主としてツエルノフの力なり。彼の懷抱せる社會主義はマークスを參酌せる所ありと雖も、ブレハノフの如くに絶對の崇拜者に非らず。又往

々ブルードンやブランキイの思想に接近せる所あるも、純然たる祖述者と目すべきに非らず。要するに西歐に於る各派の社會主義を咀嚼し、之を自國の國情に適合せしむることを圖りたる者と云ふべし。

此派の運動の方針を見るに農民の間に於て同志を糾合することに汲々たり。此派の主張に依れば民主派が労働運動の中心を只工業労働者に置きて、農民を疎外するの傾向あるは、此運動の効果を薄弱ならしむるものなり。況んや露西亞の如き人口の最多數は農民の占むる所たるに於てをや。去れば社會主義の運動に於ては工業労働者も農業労働者も併せて一丸となさざるべからず。尙ほ進んで労働に依つて生活する所の小農をも之に加ふるの必要あり。是くて始めて完全なる労働運動は起るものとせり。此派が各地に於て社會革命派農民組合を組織せるは乃ち此方針に基けるものに外ならず。此派の農民に對する運動は實に巧妙を極めたり試に其一例を擧んに、露西亞の農民が農奴解放の際に貴族や

官僚が皇帝の意志を矯めて、妄りに其分與地を減少し、或は不當の高價を請求したりとの疑念を有せるを奇貨とし、之を黨勢の擴張に利用し、實に此事實を誇張するのみならず、往々皇帝の詔勅を偽造し、皇帝は尙ほ貴族の土地を割きて之を農民に分與するの意志あることを流布せるの事例もあり。願ふに露西亞に於る農民の状態は先に述ぶる如く、土地の兼併は其極に達し、農民の私有地は僅少なる面積に限極せられ、只村落共有地の行はるゝ地方に於てのみ、耕地の供給稍々豊富なるに過ぎず。而して此地方に於ても人口の増加に伴つて分賦の割合は次第に減少するを免れず。去れば土地の分與は農民多年の宿望にして、此國農政に於る一大問題たり。社會革命派が巧に此問題を利用して、黨勢の擴張に資せんとするは、機宜の處置なりと云ふべし。

革命派の智識階級に對する態度も亦民主派と異なれり。民主派は社會的革命は只労働者に依つてのみ決行せらるべきものなり。智識階級な

るものは其地位境遇に就て、労働者よりは寧ろ資本家や官僚に對し同情を有せるものなることは、西歐諸國の歴史に徴し明白なる事實たり。去れば社會主義の運動に彼等の援助を藉るは無用の事たり。只社會黨が彼等の憲政運動に参加し、政治的革命の計畫に與るは、一時の黨器に基けるものにして、永遠の理想に非らずと主張せり。然るに革命派は労働者と智識階級の提携に就て、黨器上之に左胆せるのみならず、主義として之に異議を狭むことなく、此階級の人々をも其旗下に集むることに汲々たり。去れば憲政運動を標榜せる立憲民主黨の如きも、民主派よりも寧ろ此派に對し同情を有し、議會開設の後に於ては、之を其左翼と認め、共同の運動をなせること往々之あり。

此派の理想及び運動は右述ぶるが如く、稍々組織的となりたるも、革命を以て惟一の手段となせる結果、年少氣銳の輩直接行動に訴へ、皇帝や顯官に對し非擧を試むること屢々之あり。一九〇四年首相ブレウエの暗殺

及び一九〇五年モスクワ警視總監シエルギ一の暗殺の如きは、全たく此派の使嗾に係れり。従つて此派に對して政府の壓迫益々峻嚴を加ふるのみならず、民心は次第に同情を表せざるに至れり。

社會民主派は革命派と對抗して黨勢稍々發展せるの時に際し、其内部に於て革命派の襲ふ所となり内訌頻りに起れり。而して此派の代表者はレニンにして、動もすればブレハノフの地位を奪はんとするの勢あり。一九〇三年七月倫敦に開かれたる第二回總會に於て、此衝突は表面の事實となりて現はれ、レニンはブレハノフに對し猛烈なる攻撃を試みたり。此總會に於て出席者の多數は革命派に屬せるを以て、終に此派の勝利に歸し、幹部は悉く此派の占むる所となれり。去れど其機關雜誌イスクルイハ依然ブレハノフの掌中に在りき。

一九〇四年日露戰役の勃發するや、ブレハノフは卒先して媾和の必要を唱道し、労働者の多數は靡然として之に左胆したり。社會民主黨に於

て有力なる黨員は悉くレニーンに反對し、ブレハノフを謳歌せり。是より以後二派の暗闘次第に其跡を歛めブレハノフの此黨派に於る勢力は動かすべからざるに至れり。

社會黨發生の次第は右述ぶる所の如し。其系統區々に分れたるも、社會主義の理想に依り經濟的革命を企圖するに就て凡て其歸を一にせり。之と同時に憲政運動起り、其主張は政治的革命に依り專制君主制を改めて立憲政治となすに在り。今世紀の初に當り此二大潮流は一致し其運動を與にせる結果、終に憲法の制定となり、議會の開設を見るに至りしなり。余は此事實に入るに先つて、憲政運動の來歴を述べんと欲す。

憲政運動の由來　露西亞に於る立憲思想は遠く其源をクリミア戰爭に發せり。當時地方の地主や智識階級は、此戰爭の結果に鑑み、立憲政體の必要を感じ、屢々之を上奏せる者ありしも、亞歷山第二世は毫も之に耳を藉さず、只管ら行政制度の刷新に意を用ゐたり。夫の地方制度に於て

自治の主義を注入したる如き、其治蹟の顯著なるものとす。彼は立憲政體に反對せるも、已むなくんば舊時行はれたるゼムスキーソボリの制度に則つて、諮問會の性質を帶ぶる所の議會を開設するの意思ありと云ふ。然れども西歐諸國に於る立憲思想は盛んに智識階級に依つて移入せられ、加ふるに地方議會の開設は已に國民をして憲政の曙光を認めしむるものたり。此運動が次第に勢力を得るに至るは自然の勢なりと云はざるを得ず。

九十年代に至つて此運動は稍々組織的となれり。一八九二年ペトログラードにてはフェデユロフ、アレクサンドル、エルギン等の首唱に依り、人民自由協會起り、主として智識階級や勞働者を糾合せり。モスクワにてはアスチイレフは同一の目的を有せる團體を組織し、頻りに農民の間に立憲思想を注入することを圖れり。

一八九三年、ハタイソンの主唱に依り民權黨と稱する團體の組織成れり。

ミハイロフスキ、イワノウキチ、ボグタノウキチ等之に加はり、先づ宣言書を公表し、又時論と題する小冊子を發刊せり。其主張は人民の權利自由の擴張に在り。而して勞働者の外、主として小農や智識階級等所謂第三級の社會階級を網羅するを以て運動の方針となせり。此黨派は民衆の歡迎する所となり一時旺盛に越きたるが、政府の忌諱に觸れ終に解散を命せられたり。黨員の中、年少有爲の士は轉じて勞働運動に従事し社會主義者となれる者多し。

一八九四年乃至一八九五年に於て、憲政思想は次第に地方豪族に及び此運動に参加せる者相踵で起れり。先づペテログラードに於て大會を開らき、運動の方法を協議し智識階級等と提携することを圖れり。顧ふに地方豪族の憲政運動は時代の趨勢に促がされたること固より言を俟たざるも、夫の當時盛んに行はれしウキテの保護政策が、徒らに商工業に偏し農民を無視せるのみならず、頻りに農民の負擔を増加して商工者に私

恩を賣りたる反動に出るものと推定するも強ち不當に非るべし。

立憲政體に關する民論の勃興是の如し。然るに之に對する政府の態度は、之に依つて何等の變化を見ることなく、寧ろ專制的保守思想は之が爲に挑發せられたるの看あり。亞歷山第三世は頑冥固陋なる專制君主にして極端に立憲政體に反對せり。憲政運動が次第に人心に投合し有力なる運動たらんとするの状を見て、彼は終始斷乎として反對の意を明かにせり。一八九四年ニコライ二世が帝位に即くや國民は政府の方針の變化を期待せしが宮庭の周圍に在る官僚の思想は毫も改まることなく從來の理想を墨守せり。一八九五年一月舉行せられたる結婚式に於て、貴族や地方議會の代表者に對して詔勅を發したり。其要旨たる、近時地方議會の關係者が、頻りに集會を催ふし、立憲運動をなすことを聞くは實に憂慮に堪へざる所なり。朕は祖宗在天の靈に誓つて、飽くまでも現在の政體を確守せんと云ふに在り。

此以後、政府は憲政運動に對し峻嚴なる壓迫を加ふること、勞働運動に對する其趣を異にせず。去れど大勢の趨く所は奈何んともすべからず此種の運動は次第に其範圍を擴大するに至れり。當時此運動の中心は二派に分れたり。一は知識階級にして、一は地方豪族なり。前者は自由協會を中堅とし、ミリュエーコフ、ストルウエー之を卒む、後者は地方議會聯合會之が根據たり、而してシポフ之が主腦たり。

知識階級の運動は一九〇一年、各地の大學生の擾亂を動機として、教授ミリュエーコフ率先して議會開設の請願書を皇帝に奉呈せるを始めとし、各地の有志之に仿つて請願書を呈出せり。政府は悉く之を却下せるのみならず、此主動者に對して嚴罰を課したり。教授チユガンバラノフスキ、ミリュエーコフは禁錮に處せられ、教授ストルウエーはペトログラード大學より放逐せられたり去れど此派の人々は屈せず撓まず其運動を繼續し、一九〇二年、ストルウエーは獨逸に越きスツトガルトに於て雜誌、自

由を發行し、密かに之を本國の同志に配付し、由つて以て立憲思想の普及を圖れり。一九〇四年一月、ペトログラードに於て自由協會は此派の人々に依つて創設せられ、ペトランケウキチは之が首領たり。而して智識階級を中心として地方の豪族も之に加はれり。社會革命黨員の之に加はる者若干あり。社會民主黨は全たく之と關係なかりき。

地方豪族の運動に就て、先に述べたる地方議會聯合會は當初は若干の地方を網羅せるに過ぎざりしも、漸次其範圍を廣め、シポフ之を統率するに至つて有力なる運動となれり。

政府は智識階級の運動に對し、只鎮壓の方針を以て之に臨みたりしも、地方議會の運動に對しては寧ろ懷柔の手段を執りたるものゝ如し。當時内務大臣プレウエは頻りにシポフ其他の幹部を招致し、意見の交換を試みたり。此頃より此團體の内部に二派の暗流を生じたり。即ちシポフに依つて代表せらるゝ官僚系の一派と智識階級と聯絡を結べる民主派

の一派是なり。此二派の潮流は一九〇四年十一月、ペトログラードに開かれたる總會に於て其鋒鏘を現はせり。此會議に於て憲政運動の主眼たる議會の性質は議題となれり。シポフ派は諮問機關たるを以て甘んずべしと主張し、民主派は純然たる立法機關たらざるべからずと主張し、論難連日、終に多數に依つて後者の決議通過せり。此事實たる、後に至つて此團體分裂して、シポフ派は去つて別に十月黨を組織し、民主派は自由協會と合同して、立憲民主黨を組織するに至りし導火線と見ることを得べし。此會議の決議は議會の性質を始めとし、臣民の權利自由の保障、地方自治制度の改良等、各般の事項に涉り、尙ほ憲法起草の爲めに特に憲法會議を開くことを決議し、凡て之を公表せり。

是より先き八月二十六日、ブレウエは社會革命黨員の兇刃に仆れ、ミルスキーは之に代つて首相となれり。ブレウエは當時の官僚政治家の代表的人物とも云ふべく、憲政の何物たるかを解せず、只管ら暴力を以て此運

動を阻止せんとせり。彼の爲に犠牲となれる民間の志士は數ふるに遑あらず。殊に注意すべきは、彼は日露戰役の主唱者たり。彼が開戦論を唱へたる動機は國威の發展を企圖するよりは、寧ろ國民思想の方向を外に轉せしむるの必要に在りと云ふは蓋し適當の推測なるべし。ミルスキーはブレウエに比すれば多少自由思想を抱ける政治家なり。憲政運動に従事せる民間の志士は彼に對し稍々歡迎の意を表せるの者あり。十一月地方議會聯合會に於て彼は個人の資格を以て之に出席し、議會開設に關する決議の如き彼は喜んで之を迎へたるを見て之を知るべし。一九〇四年十二月二十五日、皇帝は詔勅を發し、先づ憲法の制定を豫告し併せて施政の方針として農民の救濟、勞働者の保護に關する施設をなすこと、裁判に於る人民の權利に等差を設けざること、信仰の自由を認むること、地方制度に改善を加ふること、國事犯に對する處分の寛大を圖ることを公示せり。次て憲法起草委員會を設け憲法の制定に關する調査を

始めたり。然れども國民は皇帝の誠意に對して疑念を狭み、一片の詔勅何の力なきことを信じたり。加ふるにミルスキイの思想は漸次官僚化し、憲法の調査は毫も進行せず、民心再び離反せるの時に際し、日露戰役に於る敗報頻りに至り、戰局の前途に對する不安の念は次第に其度を高めたり。當時民間の志士は腕を扼して革命の時機已に熟せることを看取せり。

日露戰役と革命の擾亂 一九〇五年一月、ペトログラードに於て革命の烽火は先づ揚れり。六日、ペテロパウロスクの砲臺を守備せる兵士は突然反旗を翻して冬宮に向つて發砲し、有史以來稀に見る所の暴舉を企てたり。二十二日、ガツポンは十二萬の勞働者を引卒して皇居に迫れるの事實は已に述べたる所の如し。革命の曉鐘は已にペトログラードに鳴れり。各地方に於て都市と云はず、村落と云はず、革命の空氣は充滿し、民心は著しく緊張し、擾亂相踵で起れり。

モスクワニ於る擾亂は實に極度に達せるものと云ふべし。十二月九日勞働者と軍隊の衝突起り、争鬪十日に及び砲火の響、叫喚の聲、爾雅なる舊都は修羅の衢と化し去れり。終にペトログラードより六千の軍隊派遣せられ、事纔かに平らぐことを得たり。此十日間に病院に收容せられたる死者五四八にして、重傷者一〇六五に及べりと云ふ。亦以て其慘狀の一斑を知るに足らん。モスクワ以外の都市に於ても亦民衆の擾亂や工場同盟罷工は枚擧に遑あらず。

擾亂の影響は各地方の鐵道及び郵便電信の勞働者に及び、彼等の同盟罷工の爲に交通機關は久しく杜絶したり。更らに重要な事實は軍隊の反亂なり。七月末、ヲヂッサに於て海軍兵士の暴行あり。陸上の勞働者は之に呼應し、倉庫を焼き工場を破壊したり。警官の鎮壓も殆んど効なく、徒らに殺傷を逞ふするに過ぎざりき。軍艦ポテムキンは革命兵士の占領に歸し、糧食を用意し、ルーマニヤのコンスタンザに向つて出帆するに

至れり。去れど此軍艦は若干もなくしてヲデッサに歸り終に降伏せり。之と同時にポルタワ聯隊の反亂あり。スウキヤボルグ要塞兵の反亂あり。次てクローンスタツト、ゼバストポルの海兵の反亂あり。各地のコザツク兵に於ても亦頻りに不穩の狀あり。一九〇五年末乃至翌年三月の間に於て、反亂に與したるの故を以て、職を解かれたる將校の數、約三百人に達せりと云ふ。

革命の擾亂に對する政府の鎮壓は實に峻嚴を極めたり。全國各縣の約五分の二は戒嚴令を布きたるを以て之を知るべし。一九〇六年一月二月の頃、各地の監獄は囚徒を以て滿され縣知事は地方自治體に向つて之が増設を要求せるも、自治體は之を肯んせず。政府は終に夫の露西亞行政の特徴たる追放を以て應急の手段となすに至れり。或は監獄に囚はれたる者にして、食糧の缺乏や、苛酷なる待遇の爲に、自殺せる者も少からず。議會の調査に依れば、一月乃至五月の間に捕縛せられたる者の總數、

約二萬三千人、追放の刑に處せられたる者一萬二千人に達せりと云ふ。是等の事實に徴するときは、當時革命の狀況奈何に猛烈にして、且つ悲惨なりしか、推して之を知るに足るべし。

此大擾亂の時期より一九〇六年四月第一議會開會までの政界の狀況を按するに、政府に在ては世間より望を屬せられたるミルスキイは全たく其勢力を失ひ、政權の中心は專制政治家の權化たる内務大臣デュルノワラに歸し、ウキテの如きは只虚器を擁するに過ぎず。其他自由思想に傾ける閣僚、クトラー、チミリヤスエフの如きは相踵て冠を挂けたり。従つて政府の專制的色彩は更らに鮮明となれり。革命運動に對する鎮壓の益々峻嚴となれるは實に此以後に在りき。

民間に在ては各派の憲政運動は革命擾亂と呼應して政府に肉薄せるの狀は實に歴史の一大奇觀たり。同年七月モスクワに開かれたる地方議會聯合會は、速かに議會を開設すべしとの決議をなし、之を携へてピータ

「ホーフに於て皇帝に謁見し、時勢の急に處し人心の緩和を圖る、之に如くものなきことを痛論せり。次て聯合會と自由協會の聯合成り、立憲民主黨は茲に始めて組織せられたり。此黨派は爾來今日に至るまで所謂カデットの名に於て議會に於る反對黨の中堅として政機の中樞たる所のものなり。

憲法の制定 同年八月、皇帝は詔敕を發し一九〇六年を期して議會の開設をなすことを公約せり。然るに此詔敕に於て議會の性質を明かにすることなし、恐らくは諮問會に過ぎざるべきことは一般の推測する所なりき。

同年十月十七日憲法に關する詔敕發布せられたり。此詔敕は所謂十月詔敕として、露西亞に於る憲政の基礎をなせるものたり。茲に其要旨を掲げん

(1) 臣民に對する權利自由、即ち身體の自由、言論の自由、集會結社の自由

信仰の自由を保障すること。

(2) 議會を開設して、法律の制定は凡て其協賛を要すること。

(3) 選舉法を制定し、漸次選舉權の擴張を行ふこと。

次で政府は大赦令を發布し、追放の刑に處せられたる各派の有力者に歸國を許容せり。ブレハノフ、ストルウエ、ミリユーコフ、コワレフスキ等は其主なる者なりき。

十月詔勅の發布後、内閣の改造行はれウキテは首相となれり。去れど當時彼の政見は專制政治と立憲政治の間を彷徨し、其態度曖昧にして、到底國民の信頼を得る能はざるのみならず、内務大臣デュルノウの權力は遙かにウキテの右に出で、而して其方針は極端なる鎮壓に在りしを以て、人心頗る動搖し、十月の詔勅も亦緩和の効少なかりしが如し。此以後、議會の開設に至るまで先に述ぶる如くモスクワを始めとし、各地に擾亂相踵で起りしを以て之を知るべし。

同年十二月、立憲民主黨の一派は分れて新政黨を組織せり。是れ所謂十月黨なり。此黨の領袖はシポフ、グチコフ、ヘイデン、スタノウキチ等にして、之に加入せる者は主として地方豪族及び大資本家なり。是より先き十月詔勅の發布せらるゝや、立憲民主黨内に於て之に對する意見二派に分れたり。一は内閣の組織に就き責任内閣を主張し、選舉法に就き直接普通選舉を以て理想となせるものにして、一は議會の権限は法律の協賛及政府の監督に止め、専ら臣民の權利自由の保障を鞏固にすることを主張し、又選舉法に就ては復選法に依るか、然らざれば地方議會の代表者を以て之に充ることを冀望せり。換言すれば、前者は十月詔勅を以て満足せず、更らに進んで憲政の實効を擧ぐることを期し、後者は十月詔勅を見ること金科玉條の如く之に就て一指を染むることを敢てせざるものなり。十月黨の名稱は之に基きて起りたり。憲法に關する是の如き根本の衝突は到底一致の行動を許すべきに非らず。シポフ一派が分れて別

に一黨派を組織するに至るは自然の勢なりと云ふべし。

議會開設の前に當り政黨の分野を按ずるに、政府黨の中堅は貴族僧侶より成る所の保守黨にして、反對黨の根據は社會民主黨、社會革命黨及び立憲民主黨なり。而して十月黨は其の間に立て中立の態度を持せり、右の外政府黨として商工黨の名を以て都會の大資本家の黨派起りしも、萎靡振はず。反對黨として新たに労働黨なる黨派組織せられ地方の小農を主とし、之に加ふるに社會主義に依らず寧ろ社會改良主義を執れる所の都會の労働者を以てせり。是等の各政黨は指を屈して選舉法の發布を待ち選舉の準備に就き全力を委せり。

一九〇六年二月政府は四月を期して議會を開設することとし先づ選舉法を制定せり。此選舉法は復選の方法に依り、而して選舉人の選舉階級を大地主、小農、市民の三種に分ち、各階級毎に選舉人を選出することとし、此法律はウキテの意見に基き、小農を中心とし其選出せる議員をし

て議會に多數を占めしむるを以て其主眼となせり。顧ふにウキテは小農の階級を以て最も官僚を謳歌し君命に盲従する者と認め、之が代表者を以て政府黨の中堅たらしむることを期したるに依る。此豫想は意外にも反對の結果を生じたることは次に述ぶる所の第一議會の形勢に依つて之を知るべし。

選舉法の發布後、直ちに選舉は行はれ、各黨轡を並べて撰舉場裏に起てり。デェルノウヲの手に依つて行はれたる猛烈なる干渉は何等の効なきのみならず、却つて民心の激昂を來たし、反對黨に對する同情を盛んならしめたり。是くて選舉の結果は全然反對黨の捷利に歸せり。都市に於てはペトログラード、モスクワにて保守黨と十月黨の聯合運動に拘はらず、立憲民主黨多數を占めたり。其他に於てエカリテノスラフ、ミンスク、リガを除くの外、凡て反對黨の全勝となれり。郡部に於ても亦大部分の地方に於て、民心は翕然として反對黨に歸し、立憲民主黨、労働黨か然らざれば

社會黨の二派は多數を占めたり。是れ農民が舉つて労働黨、其他の反對黨に投票せしに依る。殊に土地兼并の盛んに行はるゝ地方に於て此傾向最も顯著なり。

此選舉の結果に就き、議員の黨派別に關する統計區々に分れ、精確なる數字を以て之を示すことを得ざるも、反對黨が絶對多數を占めたることは疑を容れざる事實たり。即ち立憲民主黨首位に立ち、其數一八〇なり。労働黨之に次ぎ一〇〇なり。社會民主黨は一四とす。社會革命黨に就ては之を知るを得ざるも、社會民主黨の下に在ることは言を俟たず。社會民主黨の議員が是の如く少數なるは、此黨は選舉の當初に當り、選舉法が其理想とせる普通選舉制に非ざるを理由とし、棄權の方針を執りたるが中途にして之を改めて選舉運動を開始せるが爲に、労働者に多數の棄權者を生じたるに依ると云ふ。

選舉の結果是の如し、議會の大勢知るべきのみ。政府は十月黨や立憲民

主黨を操縦して此難局に當らんとせしが、内外の障害は此計畫をして蹉
跌に歸せしめたり。ウキテは策の施すべきものなきを見て、終に挂冠の
已むなきに至り、ゴレムイキン之に代つて首相となれり。

第一議會の顛末 同年四月、第一議會は開會せられたり。議會は開院
詔勅に對する奉答に於て、先づ其主張を發表し、政府に向つて痛切なる攻
撃をなせり。此奉答文に於て、憲法の問題としては責任内閣の組織と上
院廢止の必要を述べ、加ふるに十月詔勅に基き臣民の權利自由の保障を
事實に現はすべきことを以てせり。又社會政策に就て農民に對しては
大地主の土地を沒收して土地の分與をなすこと、工業労働者に對しては
結社の自由を與ふることを主張せり。其他教育の普及、異人種の保護國
事犯に對する大赦等の要求をなせり。此決議たる要するに一方には立
憲民主黨の理想とする所の憲政の確立と、一方には労働黨社會黨各派の
主張に係る社會政策の實行の抱合に成れることは、何人も否む能はざる

所たり。

第一議會は開會の當初より、紛擾喧囂極まりなく、各國議會史に於て稀に
見る所の狀況を呈せり。多年政府の壓迫の爲に鬱屈せる自由思想は一
時に爆發し、官僚の横暴に對し恨骨髓に徹したる革命志士の熱情は燃ゆ
るが如きものあり。議員の多數は或は過去數十年間政府の失政に對し
熱烈なる攻撃を加へて殆んど完膚なきに至らしむる者あり。或は政治
に經濟に革命の理想を公表し、眼中敢て政府なき者あり。内閣大臣にし
て曾つて農民の救済の爲に幾百萬の支出をなせりと明言せるに對し或
議員は之を駁撃して曰く、此事たる政府當然の處置のみ、農民は敢て政府
を徳とするの理由なし。況んや此支出に就て、其大部分は官僚の囊中に
歸し、憫むべき多數の農民は惡むべき官僚の私曲の犠牲となりたりと。
或議員は曰く、今や國民は書かれたる法律に對し何等の注意を拂ふの理
由なし國民の意志に基ける自然の法律こそ最も彼等の要求を充たすも

のなりと。

是くて數句を経たる後議會は漸次冷靜なる立法の事務に入れり。勞働黨の提出に係る土地國有法案は、反對黨多數の賛成に依り議題に供せられたり。此法案たる露西亞農民の多年の要求を發表したるものにして農業に於る社會主義の實現を目的とせり。茲に其要旨を述べん。

- (1) 土地に關する私有制度を廢止し、凡て之を國有となすこと。
- (2) 露西亞の臣民は平等に國有土地に就き使用收益の權利を有すること。此權利は或は一定の期間を限り或は永久なるものとす。
- (3) 各人に分配せらるべき土地の面積は、自己の家族と與に耕作をなし得るを以て限度となすこと。
- (4) 各人は其の分配せられたる土地を他人に貸付くることを得ず。
- (5) 村落共有地は之を存續するものとす。

此法案に就ては反對黨の内部に於て異論少なしとせず。社會黨は其主

義實行の一端として全然賛成を表せるも、立憲民主黨に於ては土地の國有は之を適當の範圍に止むることを主張せり。又私有制度廢止の爲に地主の土地を沒收する方法に就き、法案に何等の規定なきも、之に對し相當の賠償をなすべきや否やに就き、從來立憲民主黨と社會黨の間に論争絶へざるなり。此議案に對しても同一の問題は必らず起らざるを得ず。勞働黨は此點に就き一定の意見なきものゝ如し。此法案の提出せらるゝや、政府は驚愕措く所を知らず。直ちに反對の意思を表したるも、議會は毫も之を顧みず、法案を委員會に移し議事の進行をなせり。

議會の形勢右述ぶる所の如し。宮庭を圍繞せる貴族、保守思想を代表せる官僚の有力者は、直ちに憲法の中止を主張せる者少なしとせず。於是乎ゴレムイキンは内外の壓迫の爲に終に挂冠の己むなきに至り、ストルイピン之に代はり、斷乎として五月八日を以て議會の解散を執行し、一九

○七年三月新議會を開くことを公表せり。

議會解散の後、直ちに反對黨の議員は立憲民主黨を主としてウイボルグに集まり、檄を全國に飛ばし、政府の横暴己に是の如し、人民は之に對し最早納税及び兵役の義務を果たすの理由なきことを宣言せり。是れ露西亞の政治史上に於てウイボルグの宣言として後世に傳はるものなり。社會黨、労働黨の議員は此宣言書に署名したるも、尙ほ之を以て足れりとせず、更らに宣言書を公表せり。一は農民及び工業労働者に對するものにして、一は陸海軍人に對するものなり。與に革命の手段に訴へて、政治の改革をなすことを懇願せるものなり。

一九〇七年二月解散後の總選舉は施行せられたり。此選舉に於て、政府の干渉は前回に比し一層の辛辣を極めたるのみならず、政府黨は十月黨を中心として聯合運動をなしたるに拘はらず、其結果に於て政府黨と反對黨の比例は依然舊の如く、反對黨の議員數は三百名以上となり優に過

半數を占めたり。只反對黨たる各派の議員數に於て變化を見たるのみ。即ち労働黨の議員數は前回と同じく約百名なるも、立憲民主黨は減少して百名となり之に反して社會民主黨は六十五名、社會革命黨は三十五名に増加せり。社會民主黨の増加是の如く顯著なるは、此選舉に於ては當初より棄權の方針を撤去せるのみならず、寧ろ全力を擧げて運動をなしたるに依る。茲に社會民主黨の根據地たる大都市に就き選舉人の黨派別を掲げん。

| | 社會民主黨 | 社會革命黨 | 立憲民主黨 | 政府黨(十月黨包含) | 中立 |
|------------|-------|-------|-------|------------|----|
| モ ス ク ヲ | 一八三 | 二六 | 八四 | 二 | 〇 |
| キ エ フ | 二〇 | 〇 | 五 | 二 | 〇 |
| チ ア ヲ サ | 三五 | 六 | 二〇 | 三 | 〇 |
| ウ 井 ル ナ | 一四 | 一 | 三 | 〇 | 〇 |
| ニ シ ノ アゴロド | 一九 | 一 | 〇 | 〇 | 三 |
| エカテリノスラフ | 一八 | 四 | 二 | 一 | 〇 |

第二議會の顛末

同年三月第二議會は開會せられたり。此議會に於

て反對黨は依然多數を占めたるも、立憲民主黨の態度は稍々穩健に越き成るべく議會と政府の衝突を避くることを務めたり。此派の領袖にして此方針を公言して憚らざる者あり、従つて労働黨社會黨各派の政府に對する攻撃は更らに猛烈を加へたるに拘はらず、憲法改正や土地國有の如き詭激なる法案は院議に上らず、事實の問題に就き討議を重ねることゝなれり。然るに六月に入り政府は突如として反對黨の議員五十五名は革命の隱謀に参加せる嫌疑に依り、之を逮捕することを通告し、其承認を求めたり。是等の議員は悉く社會黨に屬せる者たり。此通告に對し反對黨議員の激昂云ふべからざるものあり。院内の形勢實に險惡を極めたり。幸に立憲民主黨の動議に依り委員會に於て此問題を調査することゝせり。政府は議院に對し期限を定めて決議をなすことを要求したるか、議院に於ては立憲民主黨は政府の要求を拒絶するの勇氣を欠き又社會黨の感情を害することを憚り、決議遷延せる間に、政府は斷然議會

に向つて解散を命じ、十一月を以て第三議會を開くべきことを公示せり。之と同時に社會黨の議員三十五名を逮捕し、之をシベリアに追放せり。因に云ふ此以外の嫌疑を受けたる二十名の議員は辛ふじて外國に逃亡せり。

第二議會の解散に就ては政府は慎重の考慮をなせしものゝ如し。首相ストルイピンは反對黨中殊に立憲民主黨に對し秋波を送り、大藏大臣コウツツヲフをして中介の勞を執らしめたるも、立憲民主黨は労働黨社會黨と袂を分つて官僚に降伏するの不利益を認め、斷然之を拒絶せり。又政府に對し債權者の地位に立てる外國資本家の感情を顧慮し、解散の前に當り、教授マルテンを佛國に派遣して、有力者の間に解散の已むべからざる理由を説明せしめたり。殊にストルイピンの最も苦心したるは宮廷の周圍に於てウキテやデュルノウヲを中心とせる一種の隱謀團あり。頻りに流言を放つて内閣と宮中の離間中傷を企てたることなり。是等

の事情はストルイピンをして終に斷乎たる態度を執らしむるに至りたり。

第二議會解散後、政府部内に於て議會の組織に就き意見二派に分れたり。一は議會をゼムスキー、ソボリの舊式に依る一種の諮問會となさんとするものにして、一は選舉法を改正し政府黨の爲に選舉の便宜を與へんとするものなり。皇帝は後者の意見に左胆し、此方針に依つて選舉法の改正を行はしめたり。

新選舉法の要旨を按ずるに、舊選舉法に於ては小農の代表者をして議會の中樞たらしむるの方針を執りしも、之を改めて地方豪族をして此地位に立たしむるの目的を以て、選舉階級の區畫を設けたり。又都市選出の議員數を三十六より十九に減少したるは、社會黨の跋扈を防止するの趣意に出でたるものなるべし。又亞細亞露西亞、波蘭、カウカーズ等邊境の議員數を半數以下に減少したるも亦同一の目的に依れるものたり。是

の如くして議員總數は舊法に依れば五二四人なりしが新法に於て四四二人となせり。

新選舉法に依る選舉の結果は政府の豫期せる如く、政府黨と反對黨と全く其地を易へたり。十月黨は約百三十二名の多數を占め、之に保守黨其他の政府黨を加ふるときは過半數となるなり。而して立憲民主黨五十三名、勞働黨十一名、社會民主黨十三名となり、社會革命黨に至つては政府の壓迫の爲に一人をも出すこと能はざりき。因に云ふ此選舉に於て十月黨にてはグチコフ、立憲民主黨にてはミリュコーフ始めて議院に入ることを得たり。

第三回總選舉以後議會の形勢　此選舉より一九一一年總選舉に至るまで、議會は回を重ねること五回、其間政黨の分野に何等の變化なく、反對黨は萎靡振はず、保守黨は官僚を根據とし横暴極まりなし。十月黨は其間に立ちカスチングヴァイトを有し、時に立憲民主黨と結びて政府を制止

し、時に保守黨の一部と闘りて反對黨に當れり。反對黨が憲政の遂行を期し政府に突撃を試みんとするや、十月黨は始め之に與し共同の行動をなし、而して政界の危機將に迫らんとすれば、忽ち腰を屈して政府に盲従せり。又保守黨が其本來の理想とせる憲法中止の計畫にして其鋒鏑を現はすが如きことあらんか、十月黨は立憲民主黨と提携して之を阻止せり。當時十月黨の態度は憲政史上の一奇觀にして、一方より之を見れば露西亞の憲政が其精神は已に消えたるも其形骸を存することを得たるは全たく十月黨の賜と云ふべく、又一方より之を見れば其地位を濫用して徒らに官僚に阿附して漁父の利を占めたる、心事の陋劣寧ろ唾棄すべきものあり。

議會の大勢是の如し。當時政府の之に對する態度は奈何ん。之に就ては先づ首相ストルイビンの性格、思想を明かにするを要す。彼は地方豪族の出身にして、其性格たる直情徑行、物に拘はれ人に制せらるゝことな

し、從つて宮庭に於る復雜なる四圍の事情に適合せる人に非らず。去れど彼は主義として憲法政治に反對する者に非らざると同時に、官僚政治家の典型に入れる者に非らず。且政界の現状に照らして恐怖手段の實行や革命的隱謀に對して鎮壓を加ふるを以て、最善の理想と思惟し、單純に明白に威力を以て反對黨を壓迫することを圖れり。彼は政黨内閣の理想に接近せざる範圍に於て議會の必要を認めたり。蓋し議會の存在に依つて官僚の弊害を匡正するは彼の多年懷抱せる施政の方針たりき。夫の官紀の振肅を斷行したるが如きは、其好適例として見るべきものなり。政府に是の如き公平なる首相あり。議會に彼の如き穩健なる十月黨あり。露西亞の政界が一時小康を得たるは亦故なきに非るを知らん。此時期に於て彼の治蹟擧ぐべきもの少なしとせず、一九〇八年の議會には、公債整理の計畫、海軍復舊案、及びアムール鐵道の布設等、悉く議會の容るゝ所となれり。一九〇九年の議會には、十月黨の領袖グチャフの海軍

に關する法律案の提出あり。海軍の經費に關する議會の權能を確固ならしむるを以て法案の主眼となせり。ストルイビンは之に賛成の意を表し、終に議會の決議を経たるも、保守派の猛烈なる反對の爲に、皇帝は之に裁可を與へざりき。此問題に關しストルイビンは痛く宮庭の感情を害し、其地位危殆に類したりしかば、彼は斷然意を決して十月黨と絶縁し保守黨に與するに至れり。此以後彼の思想は次第に官僚化し、其本來の主張を抛ちたり。重要なる問題に就て屢々保守黨の指揮を仰ぎ、只管ら其手足たるを甘んずるに至りしなり是の如くして、一九一一年ボグロフなる革命黨員の兇刃に仆るゝまで彼は專制政治家として議會に臨みたり。

一九一二年、第四回總選舉は首相コウツツフの手に依つて施行せられたり、彼は從來の首相に比すれば多少立憲思想を有せる者なりしも、内閣に統一を欠きたる爲に、選舉干渉は主務大臣に依つて盛んに行はれたり。

或は政府の忌憚せる候補者に對し、選舉期日の前に之を檢舉し追放の刑に處し、或は政府黨の爲に俄かに選舉資格を作り有權者の數を増加し、或は選舉區畫を定むるは政府の權限に屬せる選舉法の規定を濫用して、妄りに選舉區畫を變更し、政府黨の便宜を圖る等、陰險なる干渉の方法に至らざる所なし。最も奇異なるは全國の僧侶を驅つて選舉運動の渦中に投せしめたることなり。政府はサブラーの意見に基き、宗教省に選舉本部を設け、僧侶の候補者を指定し、而して各地の寺院に檄を飛ばし、僧侶に對して棄權を禁止し、指定候補者に投票するか、然らざれば政府黨の候補者に投票することを命じたり。タムボフ縣に於て僧侶の總數九割四分が投票をなしたるの事實を見れば、奈何に此運動の效果の多大なりしかを知るに足るべし。是の如くして僧侶出身の議員數は四十五名に達したり。此改選の結果を見るに、立憲民主黨、勞動黨、社會黨各派の議員數は依然舊の如くなるも、十月黨は一三一名より八三名に減少し、之に反して保守黨

は五二名より一二五名に増加し最多數黨となれり。之を要するに中立黨を排斥し純然たる政府黨を増加せんとする政府の選舉方針は、茲に事實となりて現はれたるものと云ふべし。

此改選以後議會に於る政黨の分野は自ら一變せざるを得ず。十月黨は從來中立の地位に立ち、或は左に或は右に他の黨派と提携し、常に議會の中樞たりしが、此選舉に於て其勢力著しく失墜せるのみならず、保守黨の員數は急速の増加を示せるを以て、終に其態度を一變することゝなれり。於是乎十月黨、立憲民主黨を中堅とし若干の黨派之に加はり、聯合組織成り。十月黨の領袖ロジャンコは擧げられて議長となるに至れり。此以後歐洲大戰に至るまで、内閣の交代屢々行はれたるも、議會の大勢は動かすべからず。此聯合團體は議會の中樞となり、官僚政府に對抗せり。右述ふる所に依れば、露西亞に於て憲政實施以來已に十余年を経たり。然るに憲法は其名あつて其實なく、議會の權力は微弱にして常に政府の

操縦に甘んずるを免れず。社會主義の運動に對しては、政府の壓迫の猛烈なること專制政治の舊時に比し毫も異なることなし。而して社會政策に至つては、此十余年間僅かに勞働保險法の制定あるのみ。是等の事實を湊合するときには、今回大革命の起る、亦偶然に非ることを知るに足らん。

第二篇 英佛獨に於る社會問題

第一章 英國に於る労働黨の由來

茲に英國労働黨の由來を叙述するに當つて、先づ労働黨組織以前に於て労働者なる社會階級が政治上に於て占めたる地位及び各政黨に對して有せる關係を説明せんと欲す。

政界に於る労働者の地位 顧ふに英國の労働者は從來労働運動の理想として、個人的方針に依る社會政策を主とし、團體の組織に依り其經濟的地位を進むることに汲々たり。而して政治運動は寧ろ之を輕視するの傾向なきに非らず。労働者の團體たる或は職工組合或は共濟組合或は産業組合等、其種類固より多し。就中最も多數の労働者を網羅し其運動の有力なるものを職工組合とす。實に職工組合なるものは英國に於る労働運動の中樞にして、此組合の行動は英國労働者の代表的活動と認

ひることを得べし。而して從來職工組合の事業は勞働條件の改良、勞働保險、勞働紹介等に限局せられ政治運動の事實は見るに足るものなし。只組合の首領にして席を議會に有せる者若干あるのみ。是等の人々も雖も其組合を代表すると云はんよりは、寧ろ個人の聲望に依りて議會に列するを得たるものゝ如し。然るに職工組合聯合會の組織成り全國の組合始めて統一せられたるより以來聯合會に於て一八七一年議會委員會なるもの設置せられ職工組合の首領にして議員たる者を以て之を組織せり。聯合會は此議會委員會を経て其決議を議會に主張せしめ、由つて以て政治運動をなせり。然るに職工組合を代表せる議員は、院外に於ては協同の運動をなせるも、院内に於ては各自其意志に依りて所屬の政黨を定め、或は自由黨に或は保守黨に、其籍を置けり。従つて有力なる活動をなすことを得ず。況んや其數や甚だ少なく、前世紀の末葉まではただ二十人に達せることなきに於てをや。

英國の勞働者に社會主義の浸漸せざることは亦勞働者の政治運動の振はざる一原因なり。由來英國人は事實を尙び舊習を墨守するの風あり。歐洲に於る保守的國民を擧げんか、先づ指を英國國民に屈せざるを得ず。勞働者に於ても亦此國民的模型を脱すること能はず。去れば社會主義の如き斬新奇抜にして而かも空理想を基礎とせる所の思想は、到底英國勞働者の頭腦を支配すること能はざるは固より疑を容れず。去れば英國に於て社會主義に依る政黨は、一八八〇年先づハインドマンに依つて提唱せられ社會民主黨の名に依つて組織せられたるも、黨員の數總かに一萬に過ぎず。一八九三年ケアハーデイの組織せる獨立勞働黨は純然たる社會主義の政黨に非るも、其創立者の發表せる意見に徴すれば一種の社會黨の色彩を帯びたるものなり。此黨も亦黨員の數一萬餘に止まれり。其他フェビアン協會は一八八三年シドニーウエヴ等の創立に係れり。此團體は性質上政黨と云はんよりは寧ろ社會主義を抱持せる

學者、政治家の集合と云ふべきが如し。従つて其活動は政治の範圍を脱して専ら學究的傾向を有せり。

社會主義に依れる政黨の萎靡振はざること是の如し。大陸諸國に於て社會黨は多數の労働者を糾合し選舉場裏に横行せる時に當り、英國に於て労働者は之を雲煙過眼に附し去るは、實に社會史上好個の對照なりと云ふべし。

前世紀の末葉に於る英國労働者の政治運動の狀況は右述ぶる所の如し。然るに選舉法に於て選舉資格は漸次低下せらるゝと同時に、労働者の地位は次第に昂進し、労働者の間に選舉有権者の數は歳を追ふて増加せり。加之のみならず社會政策は漸次個人的より國家的に移り労働者の保護を始めとし其他諸般の社會改良の畫策に就き、議會の力を俟つことは歐洲一般の風潮となれるの時に當り、英國労働者が積年の舊套を脱せず、議會の選舉は只資本家の階級に委し、自由黨や保守黨の恩恵に依り、其鼻息

を窺ひて纔かに其主張を貫ぬき其利益を圖らんとするは、實に思はざるの甚しきものたり。去れば前世紀の末葉より労働者の間、苟も經世の識見ある者は政黨の必要を認め、社會改良家に在つても亦此運動に参加するの傾向を生じたり。

労働黨の組織 一八九九年ブリマウス市に開かれたる職工組合聯合會は、職工組合、産業組合及び三派の社會黨を糾合して、獨立せる労働者の政治團體を組織するの決議をなせり。此決議に基き一九〇〇年二月政黨組織の準備として、労働選舉協會 Labour representative Committee の成立を見るに至れり。其創立趣意書左の如し。

今や我國の議會を以て社會全體の利害を代表せるものと思惟するは、徒らに理論に偏し事實を誤まり、議會に於る過去及び現在の事情を明にせざるものたり。議員の多數は農業や商工業の發展を圖り資本家の利益を保護するに汲々たり。去れば職工組合、産業組合等に依り労働者の利

益を保護せんと欲せば、宜しく先づ議會に於て獨立せる労働者の代表團體を組織し、労働者に關する問題に就て他の政黨を鞭撻し指導せざるべからず、徒らに自由黨や保守黨と提携し其の利用する所となるべからず。於是乎余輩は新奇なる政綱に基けるに非らず、只労働者の利益を防衛する方法として茲に労働選舉協會を組織せんと欲す。

此團體の組織せらるゝや、之に加入せる者は職工組合を主とし其他トレードカウンスル（一地方の各種の職工を網羅せる組合）獨立労働黨、フェビアン協會に屬せる有志者なり而して産業組合は之に加はらず。又社會民主黨も加入を拒絶せり。然れども創立の當初、已に約三十萬の選舉有権者は之に加盟せり。一九〇〇年の總選舉に於て先づ候補者を選定し而して當選せる者は院内の所謂労働團體 Labour Group に屬するものとせり。此労働團體は他の政黨に對して未だ獨立の地位を占むるものに非らず、各議員は形式に於て自由黨、或は統一黨に黨籍を有し、而して事實に

於て各黨内に特別の分派となり此各派聯合して一團體をなせるものなり。是れ議員の數少なき爲に、特に獨立の政黨を組織する能はざるに依つて然るものならん。

該協會は事務執行の機關として、幹事長を置き會務を統率せしめたり。英國議會に於て労働者の代表者として多年盡瘁せるマクドナルドは之に任せり。又常務幹事二名を置き、一は英蘭、ウエールズ、愛蘭を代表し一は蘇格蘭を代表せしめたり。

労働選舉協會は是の如くして成立せり。然れども數年の間、議員の數は著しき増加を示さず、院内に於ける勢力は舊時と異なることなし。又協會が他の政黨に對する關係未だ明確ならざるものあり。從來英國労働者の政黨に對する態度を見るに、英蘭と蘇格蘭との間に稍々其趣を異にせり。英蘭に於る労働者は統一黨に左袒せるもの多し、従つて統一黨内閣の政策に就き多少意に満たざるものあるも、寧ろ中立の地位に立ち敢

て之を攻撃せざりき。一九〇一年マンチェスター會議一九〇二年バーミンガム會議に於て、當時政府の政綱たる帝國主義や南亞戰爭の問題に就き、一部には猛烈なる反對起りしも英蘭の職工組合の代表者は冷靜に之を看過したるを以て之を知るべし。之に反して蘇格蘭の労働者は自由黨に同情を表せる者多きを以て、統一黨内閣が社會政策を實行し労働者を掌中に收めんとする多年の政略も何等の効果を生ずることなく、全く自由黨の勢力範圍に屬せり。英蘭と蘇格蘭との政黨に對する關係の異なること、是の如き結果として、労働選舉協會の行動に就ても亦稍々統一を缺くの憾なき能はず。夫の幹事二名を置きて双方の事務を分擔せしむるが如きは、明かに此缺點を示せるものと云ふべし。

労働選舉協會の社會黨に對する關係も亦考慮に値するものたり。抑も此協會の創立の際には、職工組合を中樞とし之に加ふるに獨立労働黨及びフェビアン協會の有志者を以てせり。而して職工組合中には多少社

會主義に傾けるものあり。獨立労働黨、フェビアン協會に至つては社會主義の色彩稍々鮮明なるが故に、此協會は社會主義の分子を包含せるや固より疑を容れざる所なるも、協會に加盟せる多數の労働者は儼然として社會改良主義を抱持したるを以て、協會の旗幟は明かに社會改良主義に依り決して社會主義を標榜するものに非らず。加之のみならず獨立労働黨、フェビアン協會は敢て團體として協會に加盟せるに非らず、只其黨員の幾部が個人の資格を以て加はりたるが故に、協會は之に依つて毫も係累を生ずることなし。ケアハーデイ氏の如き社會主義の熱心なる主張者と雖も、協會幹部の一員として事務の局に當るに就ては、其黨派の羈絆を脱し、協會の主義精神に基き畫策を立るが如きは、大陸諸國に於て未だ見るを得ざる事例にして、亦以て奈何に英國人の政治運動が實際的なるかを知るに足らん。

一九〇六年總選舉に際し、労働選舉協會は更らに擴張せられ、終に労働黨

なる獨立の政黨となり、二大政黨の間に介在して有力なる活動をなすに至れり。労働黨は労働選舉協會の會員を中樞とし、更らに多數の職工組合を参加せしめ、獨立労働黨員の大部分をも網羅せり。社會共和黨は依然之に左胆せず。産業組合に於ては賛同者なし。願ふに労働選舉協會が一舉して労働黨を組織するに至りしは、當時政界に於る幾多の事情之を促がしたるものあらんも、夫の有名なるタフヴェール裁判事件は之が主因たりと云はざるを得ず。此裁判事件はタフヴェール鐵道會社と鐵道職工組合との間に起れる爭議なり。是より先き此組合は會社に對して同盟罷工をなせしが、罷工終了後、會社は組合に對して同盟罷工の爲に生じたる損害賠償として二萬三千磅の要求をなし、幾回の訴訟手續を経て終に上院の判決に依り組合の敗訴に歸したり。此判決の公表せらるゝや、職工組合は交々起つて其不當を鳴らせり。蓋し此判決に依るときは職工組合が同盟罷工をなすは組合の爲に極めて

危険なる結果を生ずることゝなり、組合の基礎は資本家の爲に蹂躪せらるゝを免れざればなり。於是乎職工組合は黨派の勢力に依り政權に接近し法律の改正をなし、此弊害を豫防するの必要を自覺し終に労働黨を組織するに至りしなり。

労働黨の組織せらるゝや、選舉に於る労働者の勢力の強大なる實に豫想の外に出でたり。一九〇六年の總選舉に於て指定せる候補者の數八十八名、其内當選せる者五十四名の多きに上り、投票數は約三十二萬三千に達せり。因に云ふ同年選舉に於て有權者の總數約六百七十三萬なり。労働黨の機關に就て、幹部は十三名の委員より成り、此委員會の決議に基き黨務を執行せり。此委員の内、九名は職工組合を代表し、一名はトレードカウンスルを代表し、三名は社會主義の團體の代表者とす。此割合を見るときは労働黨の中心は職工組合に在り、政治家學者等は從屬の地位に立てることを知るべし。又黨務を總括する爲に、幹事長一名を置けり。

創立の當初はケアハーデー之に任じ、ヘンダーソン、バーンス之に次ぎ現任者はマクドナルドとす。是等の人々はケアハーデーを除くの外は凡て職工組合の役員なり。

黨費は主として職工組合の負擔に係り、各職工組合は毎年組合員一千人に就き十五志の支出をなすものとす。殊に選舉運動費の如きは、職工組合に於て特に此目的の爲に設けられたる基金中より騰出せらるゝものとす。

現今勞働黨の内部に三派の區別あり。一は勞働選舉協會より繼承せる黨員にして、職工組合及び獨立勞働黨員を包括せり。其議員數は二十餘名にしてマクドナルド、ケアハーデー之を統率せり。一は主として鐵夫組合に屬せる勞働者にして其議員數は十四名にしてグローヴワ、バルトの指揮の下に在り。一は勞働者に同情を有し社會政策に熱心なる政治家の團體にして、職工組合に關係を有せず而も自由黨と縁故ある者多し。

し。其議員數は十餘名にしてマデイソン之を率ゐたり。

余は茲に議會に於る勞働者代表者の勢力の消長を明かにする爲に左に選舉に關する統計の累年比較を示さん。

| 年 | 當選者 | 候補者 | 投票數 |
|-------|-----|-----|---------|
| 一八七四年 | 二 | 一三 | 未詳 |
| 一八八五年 | 一一 | 未詳 | 四四、一五六 |
| 一八八六年 | 九 | 一一 | 五四、四七一 |
| 一八九二年 | 一六 | 一七 | 九五、六二六 |
| 一八九五年 | 一一 | 一六 | 八七、〇九二 |
| 一九〇〇年 | 一三 | 一八 | 七七、二八六 |
| 一九〇六年 | 五四 | 八〇 | 三三三、〇〇〇 |

最近一九一〇年の選舉に於て議員數は四二名に減じたるも、其投票數は却つて總數の約三分の一に達せりと云ふ。

英國勞働黨と大陸諸國の社會黨の比較 余は是より英國の勞働黨と大陸諸國に於る社會黨とを對照比較し其特徴を説明せんと欲す。

(1) 勞働黨は英國の特産なり、大陸諸國に於ては勞働者は社會黨に依りて政治運動をなすを常とす。佛、獨、澳、以、露等の諸國に於て社會黨は勞働者に對して唯一の政治團體たり。而して社會主義に依らざる勞働者は獨立の政黨の下に集まることなく、各派の政黨に分屬し選舉の權利を行使し政治上の主張を貫徹することを圖れり。近時獨逸に於てベルレップシの首唱に係る社會改良協會の創立ありたるも、此協會たる社會改良家を主とし、加ふるに勞働者の首領を以て組織し、而して社會政策に關する研究調査を目的とせる團體にして、未だ之を以て政黨と目すべきに非らず。社會改良主義に依り而も勞働者を以て中心となす所の政黨の實例は各國に於て未だ之を見るを得ざるなり。然るに英國の勞働黨は敢て社會主義を標榜することなく、寧ろ社會改良主義に依り、空漠なる理想を排斥し、現實の問題に就て解決を試むることを務めたり。其の發表せる政綱を見るに、一方には宗教道德の必要に基きて社會主義の唯物的人生

觀に反對し、家族生活の存續を主張して新社會の共同消費を排斥し。又一方に於ては鑛山、鐵道等特別の性質を有せる事業を官業に移し適當の範圍に於て現社會の經濟組織の改良を企圖するが如き、社會改良主義の理想は歴然として徴すべきものあり。

勞働黨中には獨立勞働黨に屬せる者少からざることは先に述べたる所如し。而して獨立勞働黨は社會主義に依ること社會民主黨と異なることなきも、其活動に於て主義に拘泥せず理論に偏倚せず、事實の問題に就て黨議を立てたり。而も其の標榜せる社會主義に就ても、黨員の中に嚴格なる意義に於て之を解釋せず、祖國の舊慣を墨守し個人の自由を尊重し、寧ろ社會改良主義に傾ける者少からざるを以て此派は勞働黨と聯合すること容易なりとす。

各派の社會黨に就き、夫のハインドマンの率ゐる所の社會民主黨が勞働黨に對する態度は、以て勞働黨と社會主義との關係を明にする好資料た

らん。社會民主黨は労働黨の組織以後、自黨の形勢日々に非なるを見て一九〇八年マンチェスター會議に於て労働黨と合併するの動議を提出せる者あり、而して首領ハインドマンは之に左胆したり。願ふに彼は労働黨の隆盛にして且つ其資力の豊富なるを見て、之に合併し之を利用して其主義を宣布せんとせるものならん。或黨員は労働黨の主義は到底社會黨と歸一するものに非らず、労働黨の首領たるヘンダーソン、マクドナルドの如きは絶対にマークスの社會主義に反對せる者なり、去れば合併の實行は得て之を望むべきに非らずと論せり。或黨員は社會黨は常に選舉に多數を占むるを以て目的となすものに非らず、寧ろ主義傳播の機關なりとせば、何を苦んで合併をなさんやと論じたり。採決の結果、合併の動議は大多數を以て否決せられたり。此以後、社會民主黨は從來の方針に依つて活動し、労働黨と何等の關係を有することなし。

労働黨の内部に於ても其成立以後社會主義に對する態度の問題は年々

總會に起れり。一九〇七年ベルフスト會議に於て書紙職工組合の代表者は社會主義の決議案を提出し、社會民主黨の領袖クエルチは之に賛成の演説をなせり。此議案は大多數を以て否決せられたり。此採決に於て獨立労働黨員が擧て之に反對せるは人をして奇異の感を起さしめたり。次に労働黨の綱領を抽象的理論に依つて公表すべしとの動議提出せられしが、是れ亦否決せられたり。一九〇八年總會に於て此問題に就き盛なる討議は開かれたり。賛成者は代議士グレイソン及びクエルチ等にして反對者は代議士グッル、シヤクトルトン、クラインス、カルラン、グレイサー等の諸氏なりき。此動議は一旦否決せられしが、後に若干の修正を以て通過せり。然れども同年ケアハーデーは幹部を退きヘンダーソン之に代はりたるを見れば労働黨の主張が敢て社會主義に傾きたるに非ることを知るべし。

(2) 英國の労働黨は名實相副ひ純然たる労働者の政治運動の機關たり

假令黨内有力者の中に政治家、學者等之なきに非るも、勢力の中心は労働者に在り而して其實權は職工組合に歸せり。大陸諸國の社會黨に於て労働者以外の社會階級之を指導し之を統率し労働者は只之に雷同附和するものに比すれば、大に其趣を異にせるものあり。願ふに労働黨は或意味に於て職工組合を代表せる政治機關たり。而して職工組合は其經營に就き其活動に就き常に労働者の自力に依り毫も外部の指導誘掖を受けざるは、是れ實に英國職工組合の特徴たり。余曾つて英國に在り主要なる職工組合の事務所を歴訪し其幹部に面會せるが是等の人々は多く組合員たる労働者にして決して外部の人を加ふることなし。然るに其組合の財務は毎年數十萬磅の多額に上るのみならず、其事業は労働保險、労働紹介、労働爭議の調停等頗る多岐に涉れるを見て更らに一驚を喫したり。大陸諸國の職工組合は之と異なり労働者以外の者、直接に之を援助せるもの多し。英國と大陸諸國の間に職工組合の經營に就き差異

是の如きものありとせば、英國の労働黨と大陸の社會黨を比較し、黨の内部に於る労働者の地位に著しき懸隔あるの事實は之を推すに難からざるへし。殊に職工組合が労働黨の選舉に要する費用を支出するは黨勢の擴張に就き至大の關係を有せることたり。夫の社會主義を抱持せる有力なる黨員が、只管ら職工組合の鼻息を窺ひ其主張を貫徹する能はざるは主として此理由に基けり。大陸諸國の社會黨に於ては、職工組合に對し是の如き經濟上の連鎖なきを以て、學者や政治家が其實權を握り自由な社會主義の理想を發揮することを得るなり。要するに此經濟的事實は亦労働黨に於る労働者の勢力を強大ならしむる一原因たるを失はず。是等の事實に基き、英國の労働黨は其形式に其實質に労働者の代表者たるものたり。是れ大陸諸國の社會黨に於て未だ見ざる所なり。

(3) 英國の労働黨は大陸の社會黨に比し、偉大なる政治上の實力を有し社會政策の實行に多大の貢獻をなせることは、是れ亦其特徴の一に數ふ

べきことたり。此事實たる労働黨が敢て社會主義の傾向を有せず、寧ろ社會改良主義に依りて事實の問題に就き労働者の利益を主張せる黨略、其の宜しきを得たるに依るも、其主因たる他の政黨に對する關係に就き、自由黨と統一黨の間に介在して政界に於る少數黨の陣地を占めたるに依るものたり。近時英國政界の狀況を按ずるに、自由黨は議員數に於て遙かに統一黨の上に在るも、統一黨の將來は悔るべからざるものあり、自由黨は未だ枕を高くべきに非らず。而して労働黨は已に四十餘名の議員を有せるが故に其向背に依つて形勢一變するも知るべからず。於是乎自由黨は政府に立ちしより以來、頻りに労働黨との聯合を鞏固にするの方針を執り、労働黨の要求は成るべく之を容るゝことを務めたり去れば一九〇八年には老衰年金法、一九〇九年には労働紹介所法及び賃銀公定法一九一一年には労働保險法を制定したり。又數年前より議員に歳費を支給せる如き全たく労働黨議員の爲にせるものに外ならず。而も

之が爲に英國數百年の慣例を破るも敢て意とせざるなり。是等の施設たる凡て労働黨の壓迫に出づるか、然らざれば其歡心を結ぶが爲にせるものにして、労働黨が自由黨内閣に對し奈何に強大なる勢力を有せるかは推して知ることを得べし。

大陸諸國の社會黨の近況を按ずるに、獨逸に於ては社會黨の議員は百餘名に上り議院に於て最多數黨たるに拘らず、他の政黨に對する聯絡を缺き孤立の地位に立ち包圍攻撃を受くるを以て、政權に接近するの機會なく従つて自ら進んで政綱を實行する能はず他の政黨の提議に承認を與ふるに過ぎず。佛國に於ては社會黨は急進黨と提携して前後數回、政權を掌握せしことあるも、此提携は常に社會黨の黨議に依り否認せられ、夫のミルランの如きは只個人の資格を以て入閣せしに過ぎざるが故に、社會政策の實行に於て未だ見るべきものなかりき。其他以太利白耳義等の諸國に於ては社會黨の勢力は未だ政權に接近するに至らざるなり。

願ふに是等の諸國に於ては社會黨は其政綱に於て明かに社會主義を標榜せるが故に他の政黨と握手することは論理上なし得べきことに非らず。去りとて單獨にて政府に立つの實力もなし、社會黨が政權に接近するの機會なく従つて、社會政策の實行に力を致す能はざるは自然の勢なりと云はざるを得ず。

右述ふる所の事情に基き英國の勞働黨と大陸の社會黨とは政界の勢力に就き著しき差違を生ぜり。英國勞働黨の地位が大陸社會黨の羨望する所なるは實に偶然に非ざるべし。

勞働黨の將來　英國勞働黨の現状は右述ふる所の如し。將來に於ても此特徴を保全し其勢力を維持するを得べきや否やの問題に就ては種々の事情を参考せざるべからず。乞ふ次に之を説明せん。

勞働黨の財源は職工組合に依つて供給せらるゝことは先きに之を述べたり。然るに一九〇八年、夫の有名なるラスボルン裁判事件の發生は、此

關係に就き少なからざる障害を生じたり。抑もラスボルン事件なるものは鐵道職工組合が其組合員ラスボルンに對する訴訟事件にして、ラスボルンは職工組合が勞働黨に對し選舉運動費及び議員手當等の政治運動に要する費用の負擔をなすは、職工組合法に牴觸し組合の規約に背反せる行爲なりとし、組合費の納付を拒絶したる爲め、鐵道職工組合はラスボルンを被告とし訴訟を提起せり。此訴訟は約一ヶ年半に涉りて數回の裁判を経たる後、終に上院の判決を見るに至れり。上院は之に對し最後の斷案を下し、ラスボルンの主張を正常なりと判決せり。於是乎職工組合や勞働黨に於ては猛烈なる反對の氣焰起れり。其結果として一九一三年、職工組合法の改正案は議院に提出せられ兩院を通過せり。此改正の要旨を按ずるに職工組合は多數決に依りて一般會計より分離し特別の資金を設け是等の費用を支出することを得るも、若し組合員にして之に對して異議ある場合には、之が納付を拒絶することを得べく、而して

之を拒絶せる組合員は從來組合に對し保有せる所の何等の利益をも失ふことなしと云ふに在り。此法律改正の結果として、各組合の總會に於て選舉費用の支出は承認せらるゝも、費用の徴收をなすに當り、之に對して異議ある組合員は之を拒絶することを以て、組合は之に要する豫定の資金を得ること能はず。労働黨の將來の選舉運動に多大の障害を與ふるに至るべし。加之のみならず一九一三年、マンチエスターにて開會せる職工組合聯合會に於て職工組合が政治運動をなすは何人も異議を挾むことなきも、労働黨の議員が議會に於る行動に就ては批評區々に分れ非難攻撃をなす者少なしとせず。從來の如く各組合が一致して労働黨の後援をなすことは稍々困難なる状態現はれたり。

一九一四年一月労働黨の第十四回總會はグラズゴウ市に開かれたるが此會議に先つて労働黨は所屬の職工組合に向つて、職工組合法改正の結果として政治運動に關する特別資金設定の意見を徴したれば、各組合は

之に就て組合員の投票を蒐集せり。此投票の結果は左の如し。

| | 賛成 | 反對 |
|----------|---------|---------|
| 礦夫組合 | 二六一、〇〇〇 | 一九四、〇〇〇 |
| 北部織物職工組合 | 九八、一五八 | 七五、八九三 |
| 紡績職工組合 | 四、八二六 | 三、三七六 |
| 機械職工組合 | 二〇、五八六 | 一一、七四〇 |
| 鑄物職工組合 | 六、八五四 | 二、五七六 |
| 船渠職工組合 | 四、〇七八 | 五〇一 |
| 船大工組合 | 七、四四六 | 五、四八七 |
| 書記組合 | 一、八四四 | 五四〇 |
| 鐵道職工組合 | 一五、四九六 | 一、三四〇 |

本表示す所に依れば何れの職工組合に於ても、政治運動費の支出に就き賛成者の多數なることは争ふべからざる所なるも、賛否の差額に就ては著しき不同あるを免れず。従つて組合員中、法律の規定に基きて之が納付を拒絶するもの少なからざるべし。労働黨の選舉資金が果して從來

の如く豊富なることを得るや否や自ら疑問に屬せざるを得ず。之が爲に黨勢の擴張に多大の希望を付すること能はざるは自然の勢なるべし。因に云ふ。最近労働黨及び所屬の職工組合が保管せる選舉資金額は約一萬六千磅なり。而して次期の選舉に於て約二十人の議員數を増加するものと豫定し之に要する費用は到底不十分なるを免れず。

且又近時サンデカリズムの思想は次第に英國労働者の間に浸漸し、之に基ける一般同盟罷工の計畫は頻りに行はるゝことは、労働黨の將來に多大の影響を與ふるものと云はざるを得ず。願ふにサンデカリズムの思想は佛國に起りたるものにして、其發生の動機たる他なし、社會黨の行動は姑息緩漫に流れ、動もすれば他の政黨と妥協を圖り迎合を事とし、到底労働者の期圖せる社會主義の實行を望むこと能はざるに依り、職工組合を以て運動の中心として所謂直接行動とも云ふべき一般同盟罷工の手段に依り資本家を壓迫し之を社會の外に驅逐し、由つて以て一舉、新社會

の設立を圖るに在り。此思想たるトムマン一派の唱道に依り英國に移植せられ、労働者にして之に謳歌せる者少からず。數年前より相踵で起りたる船員、鐵道職工、鑛夫等の大同盟罷工の如きは此思想に動かされたるものゝ如し。若し此思想にして職工組合の多數に波及するに至らば、労働黨は其基礎を震撼せられ其前途は危險に陥らざるを得ず。

是等二種の事實は労働黨の將來に關し洵に悲觀すべきことたるや固より言を俟たずと雖も、余の見る所に依れば夫のヲスボルン裁判事件は組合の經營に就き多年の經驗を有し且つ規律の嚴明なる多數の職工組合に對しては其影響を與ふること少なかるべし。況んや組合法の改正に依つて政治運動費の支出に關する組合の權利を確認せられたる以上は組合は必要なる資金を得るに於て困難を感せざるべし。又サンデカリズムの思想は其主張單純明快なる爲に一時は労働者に歡迎せられんも、元來社會主義に對して之を一種の架空の辭說として一笑に付し去る所

の英國勞働者が、社會主義に其基礎を置き只運動の方法を異にせる所のサンデカリズムに對し永久の信念を抱くものと思惟するは、英國勞働者の實情に通せざるものと云はざるを得ず。去れば此二種の事情の爲め英國勞働黨の前途に就き悲觀的斷定をなすは不當のことたり。勞働黨は近き將來に於て幾多の蹉跌に遭遇せんも、其本來の性質に照らし四圍の事情に徴し之を推測せんが、永く英國の政界に於て有力なる地位を維持することを得べきものたるや固より疑を容れざるべし。

第二章 英國に於る社會政策の發展

勞働黨の政界に於る勢力は前章述ぶる所の如し。此事實が社會政策の發展に奈何なる影響を與へたる乎、乞ふ試に之を説明せん。

從來英國の社會政策は先に述ぶる如く個人的方針に偏し、勞働者の團體主として實行の局に當り、國家の施設たるもの甚だ少なし。工場法や窮民救助法や若干の社會立法に於て、夙に範を各國に示せるものなきに非るも、大體に於て英國の社會政策が個人的方針に依れることは、歴史的事實にして、亦社會改良家の定論なり。

社會政策に關する方針の變遷 十九世紀の八十年代に於て、デズレツ
ーが社會政策に關する國家的方針を主唱せるは、實に空谷の跫音として一時世を動かせしものなるも、是の如きは本來個人の自由を重んじ國家の干渉を排する英國人の氣質に適合せざるを以て、其實行や遅々たりき。

然るにビスマーの社會政策獨逸に起り、其實効の顯著なる爲に大陸諸國に於る社會政策の方針は殆んど一變せるもの、如く、今世紀の初に當つて社會政策の實行は主として國家の施設に俟つことは各國一般の趨勢となれり。於是乎先例を重んじ歴史に拘はる、英國政治家と雖も、時勢の風潮は之を奈何んともすること能はず。次第に國家的方針の傾向を生じたり。殊に保守黨の領袖チャムパレーンの如きは最も此變化せる思潮の代表者たりき。

一九〇六年自由黨内閣起り、労働黨が政權の一角を掌握するに當つて、自由黨は内に在つてはロイドジョージの如き熱心なる社會改良家の刺激に促がされ、外に在つて労働黨の壓迫は之を奈何んともすること能はず。終に國家の權力に訴へて社會政策を實行するの方針を執るに至り、英國の社會政策の歴史に新生面を開けり。

老衰年金法 英國に於る社會政策革新の先驅をなせるものは、一九〇

八年制定せられたる老衰年金法なり。此法律は老衰せる窮民に對し、國費を以て救済を與ふるを主眼とせり。其法律の要旨左の如し。

- (1) 年齢七十歳以上にして、一ヶ年の所得三十一磅十志以下なる者に對し、終身年金を給與すること。
- (2) 此給與を受くる者に就ては、左記の事情存在せざることを要す。
 - (a) 英國の臣民として二十年を経過せざること。
 - (b) 自己の意志に依り其労働能力を利用せざること。
 - (c) 窮民救済法に依り救済を受くること、又は法律に依り精神病院に入院すること。
 - (d) 現に禁錮の刑に處せられ、又は放免後二ヶ年を経過せざること。
- (3) 老衰年金に等級を設け、所得の多少に應じて之を定めたり。

一ヶ年所得額

每週給與額

二二磅以下

五志

二二磅乃至二三磅一二志六片

四

二三磅一二志六片乃至二六磅五志
二六磅五志乃至二八磅一七志六片
二八磅一七志六片乃至三一磅一〇志

三
二
一

財産の所得に就ては、財産價格の五歩を以て所得と見做すものとす。
既婚者の所得に就ては、夫婦の所得合計の半額を以て、夫又は婦の所得と見做すものとす。

- (4) 老衰年金の給與は窮民救助法に依る救済の如くに、法律上の權利を傷くることなし。
- (5) 老衰年金は讓渡し、又は擔保の目的に供することを得ず。債權者は之が差押をなすことを得ず。
- (6) 老衰年金は國庫の負擔とす。
- (7) 本法施行の機關に就ては、地方に老衰年金委員會を設け、政府に於ては地方局の所管とす。
- 地方委員會は人口二萬以上の自治區に於ては特に之を設置し、其他の自

治區に於ては州會其他を以て之に充つるものとす。

老衰年金法に關する各國の沿革を按するに、一八九一年丁抹に於て始めて制定せられたるものを以て嚆矢となす。之を英國の法律に比すれば經費の負擔は政府と自治體にて之を折半せるの差あり。次で一八九八年ニュージラランドに、一九〇一年グイクトリア、ニューサウスウェールズに、同一の法律制定せられたり。而して英國の立法と殆んど同時に、濠州合衆國は之を一般の法律となしたり。之を英國法律に比すれば老衰の外に廢疾の場合に於て、年齢に拘はらず年金を給與せるは聊か異とするに足るべし。

英國に於て本法制定の動機は一八九六年に發し、之が爲に特に調査委員會を設け、一八九八年に調査報告公表せられたり。此調査報告に於て本法の骨子たる國費を以て老衰年金を與ふるの主義決定せられたり。是より先き一八七一年窮民救助法の改正あり從來行はれたる院外救助の

方針を改めて成るべく院内救助の方針に依ることとし、殊に勞働能力を有せる窮民に對しては之を勞働所に收容し相當の勞働を課することゝなせり。所謂窮民試験の制度是なり。此方法たる虚偽の窮民を防止する爲には其効果著しきものありしも、眞正の窮民に對しては苛酷の處置たるを免れず。従つて廉恥の念を有し自尊の心ある窮民は、成るべく之を避くるの傾向を生じたり。殊に老衰の窮民に對し此弊害や忍ぶべからざることたり。於是乎チャムパレーン等の保守黨政治家の間には獨逸の制度を參考して老廢保險制を主唱せる者少からざりき。是くて老衰年金制に關する調査會の設置を見るに至りしなり。

此調査會の報告は數年間懸案として政府に留保せられたりしが、一九〇八年自由黨内閣は之に基きて法案を起草し、之を議會に提出せり。立法の理由として政府の主張する所は、窮民救助法に於ける欠陥を匡正し、此法律以外に於て眞正の窮民に對して必要な國家の保護を與ふるに在

り。換言すれば老衰年金法を以て最も改良せられたる一種の窮民救助法と認めたり。然るに該法案に對して統一黨の有力者は之に反對を試みたり。其主眼とする所は老衰の救済は宜しく保險制度に依り、被保人より徴收せる保險料及び國家の補助に依り、適當の救済を施すべし、老衰年金法の如き全く國庫の負擔を以て救済をなすことは、窮民の獨立自助の精神を破壊し、國民の心理状態に危險なる結果を生ずるのみならず、此年金の要求者は歳を追ふて増加し延て政府の財政を紊亂するの憂あるを免れずと云ふに在り。之に對する政府の説明を要するに、保險料の負擔を細民に強ゆるは不可能の事なり。少額の賃銀に依つて生活を支持せる彼等に向つて保險料を誅求するは社會政策の理想に背反するを免れず。此事たる婦女の勞働者に於ては最も顯著なる事實なり。又本法施行の結果、政府の財政に於て容易ならざる係累を生すべしとの非難に對しては、此制度實施の曉には窮民救助法に依る窮民を減少し、従つて

其費用を節約することを得るを以て彼是相償ふことを得べし。只政府の財政と自治體の財政の區別は其間に存せるも國民全體の負擔として之を考察せんか其間何等の徑庭あることなし。

此論戰たる老衰の救済に關し獨立自助の精神に基ける保險制度を可とするや將た國家の保護を前提とせる窮民救助の主義を可とするやの問題に歸著せり。而して前者が統一黨の主張に出て、後者が自由黨の提議に係ることは、實に人をして奇異の感を起さしめずんばあらず。願ふに此法案に對する統一黨の反對は、立法の利害よりも、寧ろ黨畧に拘はれたるものと見ることを得べく、自由黨の熱心なる主張は、主として勞働黨の壓迫に依るものならんも。亦以て社會政策に關する國家的方針が、時勢の風潮たり、自由主義の政治家も次第に之を謳歌するに至りたるの事實を明かにするを得べし。

此法案に對し統一黨は幾多の修正案を提出したるも悉く否決せられ、全部下院を通過せり。上院に於て反對意見少からざりしも、是の如き社會政策の性質を帯びたる問題に就き徒らに下院と衝突を生ずるは、上院の信用を傷くるものなりとの理由に依り、之に賛成を表し終に法律として公布せらるゝに至れり。

老衰年金法の要旨及び立法の沿革は右述ふる所の如し。願ふに該法の制定は英國に於る社會政策の進歩たることを言を俟たざるも、其欠陥の指摘すべきもの少なしとせず。統一黨の反對理由は概して肯綮を得たるものたり、自由黨や勞働黨が窮民救助制の見地に立て。本法を主張せるは窮民に對するの同情の熱烈なるに依るものにして、其社會的精神は之を諒とすべきも、是の如き救済は寧ろ保險制度に依るべきことは歐洲各國に於て獨逸の先例に鑑み社會政策の學說として已に多數の賛成する所たるに拘はらず、英國政府は徒らに窮民救助の舊套に拘はれ、全然國費を以て之を支辨せんとするは、余は其の何の故たるを知るに苦むなり。

之を以て只労働黨の壓迫に歸する者あり夫れ或は然らん。

該法施行に就て政府は一九〇九年豫算に於て、老衰者の數を約五十七萬人と假定し、之に要する經費六百五十萬鎊を計上せり。然るに此年度に於て已に此經費は豫算を超過し、約八百萬鎊となり。此以後、次第に増加し、一九一一年には一千三百萬鎊に達したり此事實たる獨り此制度に伴ふ財政上の弊害を示せるのみならず、此制度が救済に節制を欠き濫惠の弊に陋りたることを明かにするに足らん。一九一一年政府が終に意を決して労働保險法を制定するに至りたるは亦偶然に非すと云ふべし。

労働紹介所法　老衰年金法に次で、一九〇九年労働紹介所法制定せられたり。該法の主眼は政府事業として労働紹介所を創設するに在り。各國労働紹介の制度に一新例を開けるものたり。其法律の要旨左の如し。

(1) 商務局は必要と認むる場所に於て労働紹介所を設置し或は公私の

労働紹介所と聯絡を保ち共同の經營をなすこと。

(2) 商務局は公私の労働紹介所に對し、合意に依り之が引繼をなし、或は適當の保護を加ふること。

(3) 商務局は労働者の需要供給に關する調査をなし之を公表すること。

(4) 商務局は労働紹介の結果として労働者が要する所の旅費の貸付をなすこと。

(5) 労働紹介所がなしたる紹介に對し、労働者は其賃銀額が地方に普通行はるゝものに比し低下なるか、又は労働爭議に關係あるの理由に依り、之を拒絶するも何等の不利益を受ることなし。

(6) 政府は労働紹介所が偏頗の處置をなすことを防ぐ爲に、必要の場所に於て労働紹介所に附屬せる諮問會を設け労働者と資本家より撰出せる同數の代表者を以て之を組織すること。

此法案が議會に提出せらるゝや、政府は法律の實施に伴ふ計畫の概要を

發表せり。之に依るときは人口十萬以上の都市には一等勞働紹介所、人口五萬乃至十萬の都市には二等勞働紹介所、五萬以下の都市には三等勞働紹介所を設くるものとす。而して全國を十區に分ち、各區毎に地方勞働紹介所を設けて區内の各紹介所を統一し、又倫敦に中央勞働紹介所を設け各地方の紹介所を統一するものとせり。一等紹介所の數は三十乃至四十とし、二等紹介所は四十五とし、三等紹介所は約百五十とせり。勞働紹介所の經費は毎年約十七萬磅を要すべく、新設の費用を加ふるべきは施行後十箇年間は約二十萬磅を要することを明言せり。

勞働紹介所法制定の動機は、一九〇五年組織せられたる窮民救助法調査會の報告に基けり。願ふに從來英國に於る勞働紹介の中心は職工組合に在り。然るに職工組合に就て高等勞働者に在つては完全なる組織を有し、勞働紹介の効果著しきものあるも、普通勞働者に在つては未だ組合を組織せざる者多く、偶々此組織あるも其事業の範圍狭く其活動や遅々

たるを免れず。従つて職工組合の勞働紹介は普通勞働者に對して與ふる恩澤甚だ薄しと云はざるを得ず。然るに普通勞働者の大部分は定季勞働者にして、失業の機會最も多く、勞働紹介の必要を感ずること切實なる者たり。

高等勞働者の組織せる職工組合に在つても、勞働紹介に關して各地方相互の間に於る聯絡完からざるを以て、勞力の供給過剰なる地方より其供給缺乏せる地方に向つて勞働者を移動せしむること能はず。従つて勞力の需給に就て地方的釣衡を得しむること能はざるなり。或は聯絡の方法に於て缺くる所なき場合に於ても、勞働者の移動に必要なる經費支出の途なき爲に其目的を達する能はざる場合多し。

且又勞働紹介の前提として、勞働市場の狀況を公表し、勞働者をして常に勞力に關する需給の變化を知らしむることは必要の事たり。此事たる業務の種類に依り之をなすと同時に、地方の區別に依り之をなすべきも

のたり。然るに之に關し、從來職工組合の施設甚だ不完全なるを免れず。況んや組合の存在せざる業務及び地方に於ては、勞働市場の狀況は全く之を知るに由なし。政府の發行せる勞働月報は多少此點に就て注意をなせるものゝ如きも、其範圍は狹隘にして、且つ其統計は精確を期する能はざるなり。是れ亦英國に於る勞働紹介制の一大缺點たるを免れず。勞働紹介所法案の議會に提出せらるゝや、商務局長チャーチルは英國勞働紹介制度の缺點を指摘して、一は勞力の移動を助成する効果の薄弱なること一は勞働市場に於る狀況を公示する方法なきことを明言し、政府事業たる勞働紹介は實に是等の弊害を匡正するに於て緊切の事たりと説明せり。

是より先き英國に於る社會改良家の間には、勞働紹介の改良に就き、獨逸に於て都市の經營に係る勞働紹介の制度を研究し之に左胆せる者少からず。一八九九年倫敦各區の代表者は集會を催ふし、自治體に向つて勞働

紹介所を設くる權限を與ふる法律の必要なることを決議し。又十七都市の代表者は倫敦に集まりて左の決議をなせり。

- (1) 都市の經營に係る勞働紹介所を發展せしむること。
- (2) 都市勞働紹介所の聯合機關を倫敦に設け、之を中央勞働紹介所となすこと。

是の如くして都市の勞働紹介の必要は漸く識者の間に認められ、輿論は靡然として之に向はんとせり。然るに獨逸に行はるゝ都市の勞働紹介所に就て、職工組合の恩澤に浴する能はざる普通勞働者に對して其効果は争ふべからざるも、勞働紹介に關し各地方の聯絡を圖り統一の措置をなすの方法未だ備はらざるなり。又勞働市場の狀況を公表することは、全國に涉つて之をなすに非れば其利益少なきに拘はらず、各都市の勞働紹介所が獨立して之をなすは之を以て完全なる施設と云ふことを得ず。是等の缺陷は國立たる勞働紹介所の創設に依つて之を補充するを得る

ものたり。於是乎窮民救助調査會を始とし、社會改良家の多數は勞働紹介を以て國家の事業となすべきことを主唱し、終に此趣旨に基ける法案は議會に提出せられ、本法の制定を見るに至れり。

國立勞働紹介所の創設が失業保險の計畫と密接の關係を有せることは亦本法制定の主要なる一理由たり。窮民救助法調査會は其報告に於て失業救済の手段として、國立勞働紹介所の創設と失業保險の實行を主唱し、而して此二者は相俟つて離るべからざるものなることを説明せり。蓋し勞働紹介は勞力に關する需要と供給の連鎖たると同時に、業務の種類に基き又地方の區別に依る二者の均衡を保たしむるを以て主眼とせるも、需要と供給の數量に於て何等の影響を及ぼすものに非らず。此制度の實行奈何に完全なるも、失業者を絶無に歸せしむるの力なきは固より言を俟たず。去れば失業者の救済として、茲に失業保險の必要を生ずるなり。又翻つて失業保險の經營に就て觀察せんに、失業者には自動的

に自己の意志に依つて此地位に陥りたる者と、他動的に市場の景況等の爲に業を失ひたる者との區別あり。而して救済金を支拂ふに當り之を後者に制限するは至當の事たり。然れども多數の被保人に就て此區別をなすは至難の事たるを免れず。今若し勞働紹介所と失業保險の聯絡を保たんに、失業者が救済金の要求をなすに際し勞働紹介所に於て善く其失業の原因を明にすると同時に、之に向つて適當の地位を紹介し、已むを得ざる場合に於てのみ救済金の支拂をなすことを得べく、是の如くして失業保險の基礎は鞏固となり其經營は容易なるべし。

此理由に依り、政府は勞働紹介所法案を提出せるに際し、併せて失業保險法案を提出せり。去れど後者は尙ほ調査の餘地ありとして之を撤回し、只大體の計畫を發表するに止め、而して本法案は單獨に議會の協賛を経るに至りたり。

要するに國立勞働紹介所の施設は英國社會政策の特徴にして、歐洲諸國

に未だ其比を見ざる所のものたり。其結果の奈何に就ては實施日尙ほ淺きを以て輕々に之を斷定するを得ざるも失業救済の施設更らに一歩を進めたるものと云ふを憚らす。

賃銀公定法 労働紹介所法に次で、同年賃銀公定に關する法律制定せられたり。此法律の主眼する所は所謂スエチングの行はるゝ特種の工業に就き最低賃銀を公定するに在り。スエチングは一種の雇傭の形式にして、資本家と労働者の間に中間の工業者介在し、資本家より業務の受負をなし、之を労働者に分配し、低廉なる賃銀を支拂ひ不當の利得を貪るものにして主として裁縫業等に於て盛んに行はれたり。

一八八八年、上院に於て之に關する調査委員會設置せられ、一八九〇年報告書公表せられたり。此報告に依りてスエチングに於る弊害は明白に暴露せられしより之が匡正に關する方法は社會改良家の間に頻りに研究せられ議會に於ても屢々問題となれり。今世紀の始に當りヂルクは

此運動に熱中し、終に濠洲の例に訪ふて排スエチング協會を設立し、第一回總會を倫敦に開らき憫むべき労働者に對し保護の必要を唱道せり。彼の運動は其効を奏し、終に一九〇九年に至つて、政府は議案を提出し議會は若干の修正を加へて之を可決せり。法律の要旨左の如し。

(1) 本法適用の範圍は裁縫業、レース業、紙函製造業、鑛製造業の四種とせり。但し商務局は必要と認むるときは議會の承認を経て之を他種の業務に適用することを得。

(2) 商務局は右の工業に就き、特定の地域に於て賃銀公定局を設置し、最低賃銀を定めしめ、之に認可を與ふるものとす。

(3) 賃銀公定局は資本家と労働者の同數の代表者、及び政府の任命せる委員を以て之を組織す。

賃銀公定局は其管轄地域を分割して、更らに委員會を設くることを得。此委員會は賃銀公定局の委員の一部、及び此委員外にて、其地方に於る資

本家と労働者の代表者を以て之を組織す。

(4) 最低賃銀は或は時給に依り、或は功程給に依り之を定むるものとす。而して特定の業務に就き一般に之を定むることあり。或は其中に就き業務の分類をなし之を定むることあり。

(5) 最低賃銀以下の賃銀に關する雇傭契約は凡て無効とす。此場合に於て労働者は最低賃銀に相當せる支拂の要求をなすことを得。

(6) 本法に違背せる者は二十磅以下の罰金に處す。處罰後尙ほ引續き違反の行爲をなす場合には、一日に就き五磅以下の罰金に處す。

此法律が議會の問題となるや種々の反對意見起れり。或は本法制定の結果として物價の騰貴を來たすべしと論じたる者あり之に對して賛成者は此事實は必らずしも起るものに非らず。奈何んとなれば最低賃銀は資本家労働者雙方の代表者より成る所の委員會之を定むるが故に、資本家に於て妄りに不利益なる値上に同意するの理由なかるべし。若し

是の如き場合あらんには、資本家は中間受負人の利益を割き之を補充することを得るが故に、強て物價を騰貴して之を消費者に轉嫁するもの非すと説けり。

或は適用の範圍に就き、當初は特種の業務に制限せられたるも、一旦最低賃銀の公定に關する新例開始せられんか、適用の範圍は次第に擴張せられ底止する所なく、終に各般の工業に於る一般の規定たるに至るの危険なきを保せずと論じたる者あるも、政府は斷じて是の如き希望を有せざること、を明言し、而して若し此必要を生じたる場合に於て政府は議會の承認を経るに非れば、之を執行することを得ざるが故に、議會の監督權に依つて之を檢束することを得べしと説明せり。

願ふに賃銀公定に關する法律は英國の特産に非らず。濠州聯邦に於て十餘年前已に此種立法の先例あり。一八九六年、ブイクトリア州に、一九〇六年南濠州に、一九〇七年ニユーサウス、ウエルズ州に制定せられたる

法律即ち是なり。殊にグイクトリア法の如きは英國が採つて以て模範とせる所のものたり。英國法の實施以後、一九一三年米國マサチューセツ州に、一九一五年佛蘭西に於て、同一の目的を有せる法律の制定を見るに至れり。是等の事實に徴するときは、賃銀公定の制度は社會政策に關する最近の新例にして、而も英國の法律は各國に向つて幾多の刺激を與へたるものと云ふべし。

國家は賃銀の形式に就て監督を施すべきも、賃銀の高低に就て干渉を試みざるは、各國社會政策の通則たり。英國に於て公定賃銀の制度は會つてエリザベス時代に行はれたり。而も公定の賃銀は最低賃銀に非ずして一定賃銀たりき。此法律は實施後種々の弊害を醸し若干もなくして廢止に歸せり。此以後、再び此種の計畫をするものなく、學說としても殆んど賛成を表する者なし。然るに最近の立法に於て容易に輿論の賛同を得たる所以のものは他なし、一は公定の目的が一定賃銀に非らず

して最低賃銀なること一は適用の範圍が主としてスエチングの行はるゝ所の特殊の業務に制限せらるゝに依るなり。賃金公定の可否は別問題として、若し事實の必要に迫られ之を實行せざるべからざる場合ありとせば、最低賃銀の一定賃銀に優れること固より言を俟たず。一定賃銀を公定せんか、資本家も労働者も與に契約の自由を棄はるゝのみならず。公定せられたる賃銀は時と場所の關係を顧みざるを以て、種々の點に於て不公平の結果を生ずるを免れず。然るに最低賃銀を公定せる場合に於ては、契約自由の餘地は尙ほ綽然たるものあり。又時と場所の異同に依り之を圓滑に活用するを得べし。夫の濠州聯邦に於て強制的工業調停の制度行はれ調停條件は裁判々決と同一の効力を有せる場合に、賃銀に關する調停條件に就ては、一定賃銀とせずして最低賃銀となせるもの多きは此理由に依れり。

又賃銀公定の制度は假令ひ最低賃銀の方法を採用するも、成るべく其適

用の範圍を制限することは國家が賃銀の内容に干渉せざる原則を尊重するに於て必要のことたり。英國の法律が特に之をスエチングの行はるゝ業務に限りたるは此理由に基けり。蓋しスエチングの方法は主として女工を備使せる業務に於て之を見るなり。而して女工なる者は男工に比して常に資本家の壓迫に對する自衛力を欠けるのみならず、男工の如くに職工組合を組織して資本家に對抗することは容易の業に非らず。而して是等の女工に對し國家が最低賃銀を定むるは、恰も工場法に於て各種の勞働條件に就き女工を保護すると其論據を一にせるものたり。殊にスエチングの如き契約の形式に於て己に忍ぶべからざる欠點を有せる場合に於て、國家が進んで之に干渉を試むるは當然の措置たりと云はざるを得ず。マサチューセツ州の法律に於て之が適用の範圍を女工に限ることを明言せり。英國の法律に於ては法文に於て是の如き制限を設けざるも、立法の趣旨は殆んど同一なることは之を推すに難からず。

らす。

勞働保險法 英國最近の社會政策にして最も重要なものを一九一一年の制定に係る勞働保險法となす。是より先き獨逸に於る勞働保險の思想は次第に英國識者の間に浸漸し、之に則つて勞働保險法を設くるの議漸く起れり。九十年代に於てチャンパーレーン、ゴルスト等保守黨の政治家は先づ老廢保險に就て此意見を公表せり。次て老衰年金法が議會の問題となりし際に統一黨の有力者は之を以て窮民救濟法の變態となさんよりは、寧ろ勞働保險の形式を執ることを主張したることは先に述ぶる所の如し。終に一九一一年ロイド・ジョージに依つて代表せられたる自由黨内閣は、勞働黨と聯合し、勞働保險法を提出したり。此法案たる主眼を獨逸の制度に採り、國家の干渉を加ふること英國の立法に於て稀に見る所なるに拘はらず、大體に於て各黨派の賛成を得たり。只統一黨が黨魁の必要に基き多少反對の意向を示せるも、是とても法案の根

本に於て異議を挟むものに非らず。只慎重なる審議をなす爲に、議決の延期を求めたるに過ぎず。亦以て社會政策に關する輿論の趣向を知るに足らん。

勞働保險法の要旨を按ずるに、保險の種類は疾病、廢疾及び失業の三種とし、而して疾病と廢疾に對する保險を一括して同一の組織とし、失業に對する保險を特別の組織となせり。獨逸を首とし各國の勞働保險法に於て疾病保險と廢疾保險を分離し、而して廢疾保險と老衰保險を一括するを以て普通の立法例となせるに拘はらず、英國に於て老衰の救済に就ては己に老衰年金法の存在せるを以て、廢疾保險を疾病保險に加へたるは立法の系統上然らざるを得ざるものなり。又失業保險の制度は從來各國に於て尙ほ試験の時代に屬し、只白耳義瑞士等に於て所謂ガン式に依り、職工組合の經營に委し、加ふるに自治體の補助を以てせるもの行はるゝのみ。然るに英國が卒先して之を國家の經營となし、而も強制主義を

加ふるに至りしは實に社會立法の一大新例にして、之を以て此勞働保險法の特徴なりと云ふも蓋し溢美に非るべし。

保險の組織に就ては、獨逸の制度に於るが如く法律に依て新たに特別の組織を設くるの方針に依らずして、從來存在せる公私の機關を利用することとし、疾病廢疾保險に在つては共濟組合、職工組合等の相互保險の組織を主とし、而して是等の組合に加入せざる者に對しては郵便局をして保險の經營に當らしめたり。又失業保險に就ては、職工組合と國立勞働紹介所を併用して事務を執行せしめたり。英國の立法家が奈何に事實を尙び形式に拘はれざるかは由つて以て之を推すに足るべし。

保險の主義に就て、強制主義を採りたるは、英國近世の法制に於て新例を開らきたるものと云ふべし。是れ全たく獨逸制度の影響を被りたるものに外ならず。去れど獨逸の如くに強制組織の主義に依らずして、強制加入の主義に依り、法律に指定せられたる勞働者に對して必らず保險に

加入するの義務を負はしめ、而して奈何なる保險組織に加入すべきや、各人の自由に委したり。此事たる強ち英國勞働保險の特徴に非らず、伊太利に於る勞働保險法、佛國に於る老廢保險法に於て此主義は採用せられたり。英國の立法者は獨逸の舊套を襲はずして此新例に依りたるは、蓋し英國の國粹たる個人の自由を重んじ、政府の干渉は只己むを得ざる場合に於て之を認むるの理想に基けるものなり。

保險料の負擔に就て勞働者、資本家、國家之を分擔するの主義を採り、勞働者の負擔を主とし、之に加ふるに資本家の負擔を以てし、尙ほ政府の補助を以てせるは是れ亦獨逸の制度に則りたるものに外ならず。只政府の補助に就て獨逸の制度に於ては之を老廢保險に限り、疾病保險に及ぼさざるに反し、英國にては疾病、廢疾與に政府の補助を與ふること、せり。加之のみならず補助の方法に就き獨逸の制度は救濟年金を與るに際し、政府の補助金を附加せるも、英國に於ては保險料納附の際に之を附加す

ること、せり。

英國勞働保險法の主眼は右述ぶる所の如し。是より其細目に涉つて説明を試むべし。

(1) 疾病、廢疾保險

適用の範圍は所得税、課税の最低限度たる一六〇磅以下の所得を有せる勞働者にして、年齢十六歳乃至七十歳の者とす。又任意加入の制を設け、勞働者以外の社會階級にして右の條件を具備する者に對し、保險に加入することを得せしめたり。

保險の組織は、從來より存在せる共濟組合、職工組合、産業組合等の團體にして、組合員數五千人以上に達し、相互の組織に依り組合員は組合の機關に参加し、役員選舉の權利を有し、而して全たく營利の目的を有せざるものに就き政府の認可を得たるものとす。是等組合に加入せざる被保險人に就ては、郵便局は組合と均しく保險の經營をなすものとせり。

保険料は毎週拂とし、男子は九片、女子は八片とし、労働者、資本案、政府の三者之を分擔するものとす。此分擔の割合に就き賃銀の多少に依り等級を設けたるは、獨逸其他の制度に於て其比を見ざる所なり。此割合左の如し。

| 毎週賃銀 | 労働者 | 資本案 | 政府 | 合計 |
|---------------|-----|-----|----|----|
| 一五志以上 男 | 三四 | 三三 | 二二 | 八九 |
| 一二志乃至一五志 女 | 三三 | 三四 | 二二 | 八九 |
| 九志乃至一二志 男 | 一一 | 四五 | 三三 | 八九 |
| 九志以下 女 | 一一 | 五六 | 三三 | 八九 |

本表に依れば、賃銀の低下なるに従つて労働者の負擔は減少し、資本案及び政府の負擔は増加せり。殊に九志以下の者に就ては労働者に對して保険料を全部免除し、資本案、政府のみの負擔に歸せるは最も注意を要することたり。

救済の方法に就ては、疾病の繼續期間二十六週以下なる場合を疾病として二十六週以上なる場合を廢疾となせり。疾病に對しては醫藥及び手當金を給與せり。此手當金は男子は毎週十志、女子は七志半とせり。妊婦に對しては四週間を限り此外に一磅十志を給與せり。廢疾に對しては毎週五志を給與す、此金額は老衰年金法に於ると同一なりとす。廢疾に對する給與は年齢七十歳を限度とし、此年齢に達するときは、之を老衰年金法に依る救済に移すものとせり。

(2) 失業保險

適用の範圍は器械職工、造船職工及び建築職工にして、年齢十六歳以上の者とせり。茲に云ふ所の建築職工中には鐵道、運河等の工事に従事する者をも包括せり。但し職工組合に於て經營する所の失業保險にして此範圍以外の労働者に及べる場合には政府は特定の條件に依り補助をなすものとせり。

適用の範圍に關して立法の當初議論區々に分れたり。或は一般の工業に及ぼし而も任意主義に依るの議を立る者ありしも、此方針に依るときは失業の危険最も多き労働者のみ保険に加入することとなり、保険の經營は困難となるを免れず。於是乎失業の危険多き特種の工業を限りて之を適用し、而して此業務に従事せる全部の労働者に向つて加入を強制するに至れり。又労働者の負擔を軽減する爲に、資本家の負擔を強制し政府は補助金を附與することせり。

保険の組織は官業保険を主とし職工組合は特定の條件に依り之を經營することを得るなり。官業保険に就ては國立労働紹介所之を經營するものとす。願ふに失業保険は労働紹介と聯絡を有するを以て必要の條件となし、而して國立労働紹介所は一面より云へば失業保険の前提として設立せられたることは先に述ぶる所の如し。去れば保険制度の實施に伴つて、國立労働紹介所をして其局に當らしむるは必然の事たり。

保険料は労働者、資本家、政府の分擔とし、雇傭日數の長短に應じ、毎週保険料額及び分擔の割合に左の如く等差を附したり。

| | 労働者 | 資本家 | 政府 | 合計 |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 毎週二日以上雇傭 | 二片 $\frac{1}{2}$ | 二片 $\frac{1}{2}$ | 一片 $\frac{2}{3}$ | 六片 $\frac{2}{3}$ |
| 同二日雇傭 | 二片 | 二片 | 一片 $\frac{1}{3}$ | 五片 $\frac{1}{3}$ |
| 同一日以上雇傭 | 一片 | 一片 | $\frac{2}{3}$ | 二片 $\frac{2}{3}$ |

保険料の納付に就て、一週間を單位とし、一週間以内は雇傭繼續日數の長短に拘はらず、一週間分の保険料を納付せしめたり。是れ雙方に對して成るべく一週間以上の雇傭契約を結ぶの動機を作るの必要に基けり。資本家の負擔に係る保険料に就て、一年を通じて雇傭の見込を以て、一ヶ年分の保険料を豫納する場合には、相當の割引を行へり、又資本家が一年以上雇傭を繼續したる場合には、翌年度に於て已に納付せる保険料の三分の一の拂戻を受くるものとせり。

救済の方法に就ては、失業の際に器械職工、造船職工に對しては毎週七志

建築職工に對しては六志の給與をなすものとす。此期間は合計して一年間に十五週を超過することを得ず。又救済の條件として失業の原因が同盟解雇、同盟罷工に非ざること、自己の過失に基かざること等、理由の正當なる場合、及び過去二十六週間以上其業に従事しだること明瞭なる場合に限り。

職工組合が組合員の爲に失業保險を經營せる場合には、組合員が本法に依り加入の義務を負ふ所の勞働者なるときは、勞働紹介所に關係なく政府は組合に向つて各組合員の受くる所の救済金額の四分の三に相當する補助金を交付せり、但し此救済金額は毎週七志を超過することを得ず。又加入の義務を負はざる所の勞働者に對し失業保險を設けたるときは、政府は、組合が各被保人に支拂ふ所の救済金額の六分の一に相當する補助金を交付す。但し此救済金額は毎週十二志を超過することを得ず。勞働保險法實施以後の狀況に就ては、憾むらくは未だ精確なる統計を得

ざるを以て茲に立法の當時政府が公表せる被保人豫定の數及び政府補助金の豫定額を掲げん。

疾病廢疾保險に於て強制被保人の員數一三、一〇〇、〇〇〇任意被保人の員數八〇〇、〇〇〇なり。政府の補助金は一九一二年度に於て一、七四二〇〇〇磅、一九一三年度に於て三、三五九、〇〇〇磅なり。

| | |
|---------|-----------|
| 船舶及造船職工 | 一、一〇〇、〇〇〇 |
| 建築職工 | 一、三二一、〇〇〇 |
| 合 計 | 二、四三一、〇〇〇 |

政府補助金額に就ては、最初三個年間は毎年約二千萬磅を支出する豫算を立てたり。

右述ぶる所の各種法律の内容及び立法の來歴を按ずるときは英國に於る社會政策が次第に個人的方針より國家的方針に移るの趨勢は何人も疑を容るゝ能はざる所なりとす。

第三章 佛國に於る社會黨統一の沿革

佛國に於る社會主義は其の由つて來ること遠し。源を大革命に發し、先にサンシモン、ブーリエあり。後にブルダン、プランあり。終に一八四八年の革命に際し新社會建設の實驗をなすに至れり。去れど社會主義が政黨の綱領となり社會主義者が團體的行動をなせるは普佛戰爭以後の事實なりとす。戦後の當初、社會主義者は屏息爲す所なく、議會に於て僅かに一名の代表者を有するに過ぎざりしが、數年を経てゲスド先づ立ちブルース之に次ぎて、各々一黨を組織し社會黨の萌芽は次第に發生せり。此以後、佛國社會黨は五派に分れ、特別の政綱を標榜し獨立の運動に従事せり。社會黨の統一後と雖も、内訌屢々起り他の政黨の乗する所となり、鵝蚌の争、漁父の利となるを免れざるは此小黨分裂の弊に基けるものたり。而して此五派の區別は其主張に於るよりは寧ろ個人の關係

に基ける場合多きは、實に佛國社會黨の特徴と云はざるべからず。余は茲に佛國社會黨統一の沿革を述ぶるに當り先づ五派の區別より説起さんと欲す。

社會黨の分派 (1) ゲスド派 (Parti ouvrier Français) 此派はゲスドの統率する所にしてラフワギーユ之を補翼せり。其根據地はジロンド、アウベ等の各縣に涉れり。ゲスドが社會黨を組織せる來歴は拙著「労働問題の大勢」に譲り茲に之を述べず。彼の社會主義は全たくマークスに私淑し其運動の方針も亦之に則れり。即ち階級闘争を馴致し、選挙に依りて議會に多數を占め政權を掌握し、由つて以て新社會を建設するに在り。而して職工組合の發展を圖り之を黨勢の擴張に利用することを務めたり。去ればケスド派の社會黨は獨逸の社會黨と其主張行動を一にせるものと知るべし。

(2) ブルース派 (Federation des travailleurs socialistes de France) ブルースは

會つてバクニンに師事し無政府主義を抱持せるが、後に至つて社會主義者となりゲスドと與に運動せり。若干もなくしてゲスド派と分れ別派を樹立し、社會主義を標榜することは依然舊に異ならずと雖も、稍々穩健なる主張に依り寧ろ社會政策の實行に汲々たり。或は之を社會黨中の實行派 (Possibilist) と稱する者あり。此派は其主張の實行の爲には他の政黨と提携することを厭はず。又其運動の主力を自治體の選舉に用ひ幾多の都市の市會に於て其代表者を有せり。ブルースの經歷に就ても亦拙著「勞働問題の大勢」に譲り茲に詳説せず。

(3) アルマン派 (Parti ouvrier socialiste) アルマンは巴里騒亂に参加し職名を轟せし人なり、一八八〇年大赦に依り出獄し、當初はブルース派に屬し社會主義の運動に従事せり。殊に巴里に在る所の佛國中部職工組合聯合會を以て其根據となせり。ブルースの行動次第に穩健となり、殆んど社會主義の本領を没却するの傾向あるを見て、反對の地位に立ち、一八

九〇年ブルース派と分離し別に一旗幟を樹てたり。彼の理想はゲスドと均しくマークスの學說に在るも、運動の方法としては重を職工組合に置き、之を以て社會黨の中樞となし、頻りに同盟罷工を煽動し、階級闘争の觀念を養成することを圖れり。

(4) プランキール派 (Parti socialiste révolutionnaire) 此派の首領はプランキールなり、彼は社會主義よりも寧ろ無政府主義に傾き、政治的革命に依つて新社會を建設することを主張せり。彼の經歷を按ずるに、一八三九年、里昂の騒亂に参加し死刑の宣告を受けたりしが、特赦に依りて終身禁錮となり、其後放免せられ、一八四八年革命に際し十年の禁錮に處せられたり。一八七一年、巴里騒亂に加はり再び終身禁錮に處せられしが、一八七九年の大赦に依り出獄したり。此以後、社會主義の運動に従事し、倫敦及びハーグに開かれたる國際社會黨會議に出席し、バクニン派と提携し與にマークス派の排斥に務めたり。一八八一年、巴里に歿せり。彼の死後、此

派の社會黨は巴里及びシエール地方に根據を有し、ヴェーアン之を統率せり。其運動の方針としては職工組合に重を置き、而して無政府黨と社會黨の衝突に就て常に中立の態度を執り、ゲスト派に對し稍々同情を表せりと云ふ。

(5) 獨立派 (Confederation socialistes independants de France) 此派の首唱者はマロンなり。彼は社會主義の理論としてはマークスを祖述せるも、之に加ふるに佛國社會主義の傳來たる道德觀念を以てせり。當初ゲストと與に運動せるが、ゲストとブルースの衝突に就き、寧ろ後者に左袒せしも、其後ブルースと意見合致せず別に一派を立てたり。彼は佛國に於て社會黨各派の小黨分裂の弊害に留意し、各派其の歩調を一にし共同の運動をなすことを懇諭せり。且又政治の運動よりも寧ろ學理の普及に盡瘁し、一八八五年「レヴュ、ソシアリスト」と題せる雜誌を發刊し、又社會問題の研究を目的とせる學會を組織し、門人ルーアン、フルニエール等と與に

是等の事業を經營せり。一八八七年ジョーレスが民主黨を脱し、ミルランが急進黨を出で、此團體に加入したる以來、此派の勢力更らに一層を加へたり。一八九三年、獨立派の社會黨として一の政治團體となりたり。此派の特徴は黨員として勞働者よりも寧ろ學者、政治家を歓迎し、而して他の四派に屬せざる社會主義者を網羅せるに在り。

社會黨統一の計畫 是くて戦後二十餘年間、佛國の社會黨は小黨分裂の爲め其運動や萎靡振はず其發展遅々たりしが、九十年代に至つて政界の狀況は社會黨の擴張に絶好の機會を與へたり。當時ブーランヂエールの帝政運動は已に其跡を絶てり。佛露同盟は其歩を進め、平和の保障は漸く成らんとす。絶東植民地の問題は全く解決せられ、政教の衝突は其局を結べり。是の如く内治に外交に平和の空氣は佛國を蔽へるの時に當り、社會問題の形勢は次第に危殆に趣けり。職工組合の奨励に關する政府の施設は痛く資本家の反對する所となり、勞働者と資本家の衝突

は更らに其度を高め、同盟罷工は頻りに各地に起れり。カルモイ同盟罷工の如きは其の顯著なるものとす。加ふるに無政府主義の暴舉は相踵いで起り、國民をして社會的革命的危機已に迫れることを覺知せしめたり。此時に當つて社會黨各派領袖の間には、小黨の分裂は徒らに資本家の政黨を利し社會主義の發展を阻害することを認め、各派の大同團結を首唱せる者少なしとせず。殊に獨立派の人々は夙に此形勢を看破し、各派統一の中心たることを期し、又必要に應じ急進黨と提携するの方針を立て、一八九一年、巴里に機關新聞として「ブチート、レビュック、フランセイズ」を發刊せり。之に署名せる者はミルラン、サリアン、ロックロア、ゴープル等何れも社會黨及び急進黨の名士にてありき。ミルランは此運動の首唱者とも云ふべく、一八九三年以後機關新聞の主筆となり、益々其主張を發揮せり。彼は常に社會黨の統一を以て自ら甘んせず、更らに社會黨と急進黨の提携を圖り、尙ほ進んで左黨各派の聯合をなし、由つて以て保守

的傾向を有せる現政府に對抗することを務めたり。此運動は社會黨の内外より多大の同情を博し、漸次實行の緒に就かんとせり。

一八九三年總選舉の時は來たれり。此選舉は實に佛國社會黨史に於て一期節をなせるものたり。今此選舉に於る社會黨各派の形勢を按ずるに、ブルース派は萎靡振はず。ブランキイ派やアルマン派は依然舊態を存せり。而してゲスト派は稍發展の兆を示せり。最も有望なるものは獨立派にてありき。此選舉に於て社會黨員の當選せる者約五十名なり。ゲストは始めて議席を得、ミルラン、ジョーレス與に再選の榮を荷へり。殊に大都市の大半が社會黨に傾きたるは最も注意すべき事實たり。此選舉の結果公表せらるゝや、右黨及び中央黨は愕然爲す所を知らず。是より後、社會黨は議會に於る一大勢力となれり。

同年カジミヤペリエ内閣の組織せらるゝや、當初社會黨は之に對し稍々好意を表したり。然るに無政府黨員ヴェリアンガ議會に於て議席に爆

發物を投せし事件の爲に、政府は無政府黨に對し鎮壓の手段を執りしかば、社會黨は急進黨と與に猛烈に政府に反對せり。一八九五年、國有鐵道の勞働者が職工組合を組織せんとするや、政府は絶對に之を禁止したり。社會黨は之を以て議會の問題となし、政府の此處置は一八八四年職工組合法の精神に違背せるものと認むとの決議案は議會の容るゝ所となり、終に内閣の更迭を見るに至れり。

デュビュイ内閣は之に次て立てり。若干もなくして大統領カルノーは無政府黨員カセリヲの爲に暗殺せらるゝや、輿論は勃然として無政府黨鎮壓の急要を叫び、政府は終に之に關する法案を議會に提出するに至れり。該法案に依れば無政府黨の處罰は實に峻嚴を極めたり。例へば之に關する公判には陪審制度を適用せざるが如し。該案の院議に上るや、社會黨員は舉つて之に反對せしも、議會の多數は之を歓迎し、終に法律として制定せられたり。

一八九五年、フリクス・ファールが大統領に選舉せらるゝや、急進黨内閣はブルジョアの主宰の下に組織せられたり。新内閣ハ直ちに無政府黨員に對し大赦を行ひしかば、社會黨は好意を以て之を迎へたりき。次て起れるメリーン内閣に對して社會黨は更に反對黨の地位に立つて頻りに政府を攻撃せり。一八九七年、ドレーフ・フォース事件の起るや、社會黨の多數は反對の態度を執り、政府の軍國主義を攻撃し假借する所なかりき。

一八九八年の總選舉に於て社會黨各派は概して急進黨と相携へて陣頭に立てり。此選舉に於て社會黨の投票數は多少の増加を示せるも、當選者の數に何等の變化を見ず殊に注意すべきはジョースとゲスドの落選せること是なり。

此總選舉の結果に就き、各派の社會黨は更らに統一の必要を感じ、同年七月ゲスド派ブルース派アルマン派の議員は聯合委員會を組織し、各七名の委員を出せり。翌年一月ブランキ派も亦之に加はれり。然るに獨

立派の議員は社會黨所屬議員の三分の一を占めたるに拘はらず之に參加せざりしかば、ジョーレス、ラブスキエル等深く之を憂ひ種々斡旋の末、遂に之に與するに至れり。於是乎、五派は各々五名の委員を出だし聯合委員會を組織せり。是れ實に佛國社會黨統一の端緒を開けるものと云ふべし。

同年メリー内閣仆れワルデック、ルーソーが首相として内閣を組織するや、ミルランは商工大臣たり、ポータンは官業大臣たり。此任命は社會黨の統一計畫に容易ならざる頓挫を生じたり。ポータンは急進社會黨に屬したるが故に社會黨より何等の拘束を加ふべきに非らざるもミルランは社會黨の一派たる獨立派の領袖にして、而も各派の聯合將に其緒に就かんとせる際に急進黨内閣の閣班に列したることは、社會黨の各派に於て晴天霹靂の感を以て迎へられたり。抑もミルランの閱歴は先きに述ぶる如く、曾つて急進黨より移つて社會黨に入り、黨勢擴張の爲めに

ジョーレスと與に拮据經營、最も力を致し、殊にブーランヂェー派及び急進黨の議員を招致して社會主義に感化したる其効蹟は没すべからざるものあり。然れども彼は聯合委員會の承諾を経ずして内閣に入れり。願ふに社會黨員が他の政黨と提携して閣員に加はることは空前の異例にして、此事や雷に佛國の社會黨内に於て紛争を醸したるのみならず、各國の社會黨に於ても種々の批評は紛々として起れり。

新内閣の組織せらるゝや、議會は先づ之に對する信認投票をなせるが、社會黨に於ては賛否相半せり。賛成者は獨立派ブルース派にして、反對者はゲスト派アルマン派ブランキー派なり。是くて院内に於る社會黨は二派に分れ、統一の計畫は茲に一頓挫を生じたり。

ミルラン入閣問題に就き社會黨各派の衝突は次第に其度を高め、統一の計畫は畫餅に歸せんとするに當り、ジョーレスは各派社會黨の總會を開らき之を解決することを提議し、ゲストも之を承認せり。此總會は同年

十二月五日乃至九日巴里に於て開かれ、會する者三百八十一名、各派の代表者は悉く之に参加したるが、職工組合聯合會、勞働紹介局聯合會は之を斥けたり。

總會の議題は左の如し。

- (1) 政權掌握の方法。
- (2) 社會黨と他の政黨の關係。
- (3) 社會黨統一の實行。

右の議題に就き第一問題たる政權掌握の方法に就ては、革命の手段に訴へて一舉、現社會を改造すべしとの極端なる主張をなせる者あるも、多數は議會に於て過半数を占むるを以て適當の手段となし、選舉に於て全力を致すべきことを決議したり。

第三問題即ち社會黨の統一を實行する爲に、社會黨の組織に就き決議せる要旨左の如し。

社會黨は左の團體より成るものとす。

- (1) 五派の社會黨。
- (2) 五派以外聯合委員會の承認せる社會主義の團體。
- (3) 社會主義に依る地方の政治團體にして、一ヶ年以上存在し、而して五十人以上の會員を有せるもの。
- (4) 社會主義に依る職工組合。
- (5) 社會主義に依る産業組合にして、其純益の幾部を社會主義の普及に使用するもの。

黨務を處理する爲め、聯合委員會を設け、各派各團體より選舉せる委員を以て之を組織す。而して委員の分配左の如し。

ゲスト派 一五

ブランキ派 七

獨立派 七

| | |
|-------|----|
| アルマン派 | 四 |
| ブルース派 | 三 |
| 職工組合 | 四 |
| 産業組合 | 一 |
| 其他團體 | 七 |
| 合計 | 三八 |

議會に院内聯合委員會を設け各派議員の代表者を以て之を組織す。第二問題即ちミルラン入閣に關しては、議論紛々、論戰は稀に見るの活氣を呈したり。賛成者の有力なる者をジョーレスとなす。彼が辯護の理由とせる所は、社會主義の理想とせる新社會の建設は遠き將來を期せざるべからず。若し新社會の建設が近く實現せらるゝ望あらんには、社會改良の畫策を實行するの必要は毫も之を認めずと雖も、若し然らざらんには我黨は極力社會改良の計畫を擴張し之を實行することを圖らざる

べからず。此方針に依れば我黨が他の政黨と提携するは必然の事たるべしと説けり。

ヴィグアニーはリールやマルセイユ等の市政に於て、市長は社會黨の出身なり、而して他の政黨の代表者と與に市政を執行せるに拘はらず、何人も之を非難することなく、寧ろ社會主義の勝利として之を歓迎せり。然るに社會黨員の入閣に就て敢て非難を加ふるは何故ぞと叫びたり。

ヴェアンは之に反對して曰く、黨略の爲に主義を抛つは非なり。是の如きこと屢々行はれんには、勞働者は岐路に彷徨し其の適從する所を失ひ終に社會主義を信用せざるに至るべしと。

グスド、ラフラーギユは他の政黨が社會黨を利用せる先例を述べて、痛快なる警告を與へたり曰く、一八四八年の革命に於てレドル、ローランガルイ、ブランを入閣せしめ、又戦後の政府に於てトロシュがロツシユファターを勸誘したる、凡て同一の筆法を用ゐ、一時社會主義者を利用して人心を鎮撫

し、若干もなくして之を捨てたるに非らずや。ワルデック、ルソーがミ
ルランに對する亦此齷齪を襲ひたるものに外ならず。ミルランの前途
は推して知るべきのみ。是の如くならんには社會黨の將來も亦寒心す
べきものあり。勞働者に對する我黨の威信地に墜ち、過激なる者は無政
府黨に赴き直接行動に訴ふるに至るべく、穏和なる者は脱黨し再び政治
運動に加はることを欲せざるならん。且亦我黨員の是の如き行動は社
會黨をして資本家の保護政策や領土擴張の戦争に参加せしむるの結果
を生じ、延いて社會黨の國際的聯絡を破壊することゝなるべし。今若し
ミルランの行動を是認せんか、ミルランは曾に佛國に於て之を見るのみ
ならず、英國に於てもミルランを生じ、獨逸に於ても亦ミルランを生じ各
國の社會黨に幾多のミルランを出だすの日來るべく、而して勞働者は其
指揮の下に國際的紛争を起すことあらば社會主義の國際的聯絡は奈何
にして之を維持すべきやと。

此問題に對する總會の大勢を見るに、社會黨の故老は概して之に反對し
新進の者は多くは之に賛成せるものゝ如し。思想の變遷以て知るに足
らん。殊に注意すべき事實は職工組合の代表者が之に對する態度なり。
彼等は此争議を以て社會黨内に於る政治家の權力の争にして、勞働者
の利害に何等の關係なきものとし、深く之に注意せず冷淡に看過せるの
傾向あり。此問題に就き連日討議の末、終に特別委員を選定し之に審査
を一任せり。委員會の報告は、社會黨員の入閣は主義として之を非認す、
過去は之を追窮せざるも、將來に於て之を再びすべからずと云ふに在
り。是くて總會は大多數を以て此委員會の報告を是認せり。

社會黨總會の閉會以後、社會黨は表面平穩無事を襲ふも、内部には硬軟二
派の暗流生じ紛争絶ゆることなく、統一の運動に向つて至大の障害を興
へたり。而も社會黨が議院の内外に於て其態度を異にせるは洵に奇異
なる現象と云ふべし。當時議院に於てジョーレスもグズドも與に議席

を失ひたるを以て、ミルランは院内委員會の牛耳を執り、而して委員の多數はワルデック、ルーソーと情意投合し急進黨と提携せり。然るに院外委員會に於ては政府反對者多數を占めたるを以て、院内と院外と同一の歩調を執ること能はざりき。

佛國社會黨第二回總會は一九〇〇年九月、巴里に開かれたり。開會の當初より二派の紛争甚しく喧囂云ふに堪へず。先づ出席者の評決權に就き討議をなせるが、獨立派は出席人員に依つて之を定めんと欲し、ゲズド派は從來の慣例に依つて各派別に依つて之を定むることを主張せしが、獨立派の提議多數を占めたり。是くて委員會の報告ありけるが、喧嘩其極に達し、出席者の一人はゲズド派委員に向つて鐵拳を加へしかば、此派の人々は袂を聯ねて退席せり。ブランキ派の人々はゲズド派と提携せるに拘はらず、閉會まで議席に留まりて、頻りに二派の調停を圖りたるも、何等の効果なく二派分離の勢は歴然たり。此總會は前年の總會と同

じく社會黨統一の目的を達せんが爲に催されたるものなるが、却つて反對の結果を生じ、二派の軋轢をして益々其度を高めしめたるは遺憾のこと、云ふべし。

此總會に於てゲズド派は委員會を辭し、次で全部脱黨せり。翌年里昂に開ける總會に於ては、ブランキ派先づ脱黨し、次でアルマン派も亦同一の態度を執れり。此三派は更に聯合して別に一黨を組織し、其名稱を「バーチ、ンシアリスト、ド、フランス」とせり。其議員數は十二名なり。

一九〇二年總選舉後、ワルデック、ルーソー内閣仆れ、ミルランは他の閣僚と與に冠を掛けたり。去れど次に立てるコムブ内閣に對し、ミルラン派の社會黨と急進黨の關係は依然舊の如く、ミルランは實に政府黨の領袖たりき。

同年勞働者の團體たる勞働紹介局聯合會が軍隊讀本と題せる冊子を刊行し、軍隊に向つて脱營を勸告せしことあり。陸軍大臣は議會に於て之

に對して嚴重なる處罰をなすことを提議せるに際し、議會の多數は之を可決し、而もミルランは之に賛成の投票をなせり。之が爲に社會黨議員の激昂一方ならず、軟派の社會黨内にも亦ミルランに對する非難の聲漸く高し。

一九〇三年ポルドーに開かれたる軟派社會黨總會に於て、エルヴエ、ルノードルは硬派の主張に基きて、ミルランの行動を非難し除名の處分を主張せるがジョーレスの仲裁に依り事なきを得たり。茲に此會に於るジョーレスの演説の一節を舉んに曰く、余は二派與に極端に趨けるの嫌あるを憾む。軟派は他の政黨と提携するに急にして、社會主義の本義を没却し労働者擁護の責任を完ふせざるの看あり。硬派は共和政府を以て純然たる資本家の機關と認め絶對に之を敵視するの傾向あり。二者與に非なり。社會黨員たる者は須からく中庸宜しきを得、公平なる態度を維持せざるべからずと。

統一社會黨の成立 已に述ぶる所の如く、佛國社會黨は硬軟二派に分れ統一の計畫は容易に行はれざりしが、一九〇三年硬派社會黨の總會に於て、此問題に就き列國社會黨の公平なる批評を求むることゝしたり、此動機たる他なし、當時獨逸に於て社會黨に硬軟二派の區別を生じ、硬派はペーベル之を率ゐ、軟派はベルンスタインの下に集まり、紛争久しきに涉りしが、終にドレスデン會議に於て硬派の意見に決したり。去れば佛國社會黨の有力者は此問題は常に佛國特有の問題に非らず、各國社會黨に共通なる問題と思惟せるに依るならん。

列國社會黨會議は一九〇四年八月アムスターダムに開かれたり。此會議に於て、ジョーレスは先づ佛獨兩國に於る政界の事情異なることを述べて、佛國軟派社會黨の態度を辯護せり。即ち獨逸に於ては上に軍國主義の帝國政府あり、他の政黨は概して資本家の保護に汲々として舉つて社會黨に反對せるも、佛國に於ては政界の事情全たく其趣を異にせる

を以て、社會黨と急進黨との提携は容易に行はるべく、而して此二黨の聯合に依り政權を獲得せば社會政策の實行は期して俟つべし。此理由に依り社會黨が急進黨に接近するは強ち不當に非ることを斷言せり。ベルは之を駁して、共和政治は君主政治に比すれば社會政策の實行に便宜あるは云ふ迄もなし、去れど獨逸は此點に就て果して佛國に劣る所あるが、獨逸には已に範を各國に示せる勞働保險の制度あり、又佛國の如くに同盟罷工に對し兵力を加へ之を鎮壓せる事例は近時其跡を絶てり、而して社會黨が他の政黨と提携せる事實は未だ之あらずと説けり。此會議に於てアドラー、ヴァンダーヴェル等の仲裁案提出せられしも、グズド、ペーベルの提出に係る強硬なる決議案は二十五の多數を以て通過し、社會黨は何れの國に於ても獨立の行動をなすべく、決して他の政黨と提携すべからざることを決議し之と同時に佛國社會黨各派に對して和衷協同統一の計畫を實行すべきことを懇懇せり。

佛國社會黨は是の如く外部の刺激の爲に統一の機運將に熟せんとする時に當り、政界の事情は更らに之を促せるものあり。コムブ内閣の組織せらるゝや、軟派の社會黨は之を援助せるに拘はらず、政府與黨の中には社會黨に對し嫌忌の念を抱く者多く、機を見て絶縁せんことを企つる者あり。是れ前のワルデック、ルーソー内閣が社會黨の關係の爲に仆れたる事例に鑑みて然るものなり。社會黨各派に在つても、兄弟黨に闘ぐも何の得る所なく、徒らに政府の利用する所となるを看破せる者多く加ふるに職工組合は次第に發展し其勢力侮るべからざるものあり、軟派の社會黨にして政府に對する態度を改むるに非れば、職工組合は相率ゐて離反するの危険を生じたり。是等の事情の爲に統一の計畫は殆んど各派の輿論となるに至れり。

一九〇四年八月硬派の總會は列國社會黨總會の決議に基き速かに各派の合同に着手すべきことを決議せり。然るに軟派に在つては尙ほ政府

の關係に懸々として從來の態度を持続することを欲する者少なしとせず。去れど大勢の趨く所之を奈何ともする能はず、同年十月軟派は總會の決議に依り之に同意せり。十一月十五日二派の代表者は列國社會會議の代表者と與に一堂に會して、諸般の準備に着手し社會黨各派の選出に係る委員會を組織したり。一九〇五年一月先づ主義政綱を發表し四月創立總會を巴里に開き結黨式を挙げたり。新黨の名稱を佛國社會黨と定め幹部は(1)各縣より選舉せる委員(2)議員中より互選せる委員(3)總會に於て選舉せる委員を以て、之を組織することとせり。因に云ふ、新黨の組織に就きミルラン、ヴィヴィアニー等は尙ほ之に反對し、同志十二名の議員と與に舊來の黨名を持続し、而して急進黨と提携せり。

一九〇五年十月シャロンにて新たに合同せる社會黨第一回總會開かれたり。此會に於ては、前回の如き騷擾なく平和の裏に諸般の事項を議決せり。翌年施行せるべき總選舉に對する方針に就ては、第一回投票の場

合には各縣に於て社會黨候補者を公認推選すべく、決選投票の場合には各地方の便宜に依り地方支部は他の政黨と提携することを許せり。

一九〇六年、サリアン内閣の組織せらるゝや。ブリアンは入つて教育宗教省大臣となれり。然れども彼の入閣と同時に社會黨幹部は彼の脫黨を發表したるを以て、ミルラン問題の再燃なくして已むことを得たり。

急進黨を中心とせる新内閣は社會黨に對する關係漸く疎隔せんとするの形勢に顧み、勞働保險等社會政策に關する政綱を公表し、由つて以て勞働者の歡心を結び社會黨に對する關係を持続することを圖りたるも、社會黨は斷然之を拒絶し自黨の政綱を定め之と相對峙せしめたり。

一九〇六年の議會に於て二黨の關係斷絶の事實は明白となれり。顧ふに社會黨と急進黨とは其本來の主義を異にし又其成立の歴史を異にせるに拘はらず、久しく其關係の持續せるは、右黨なる共同の敵に備ふるが爲に外ならず。然るに一九〇六年の總選舉に於て、此共同の敵は萎靡振

はず、而して急進黨も社會黨も其議員數著しく増加し譽を並べて政界に馳聘するに至つては、此二黨が互に平和の關係を保つ能はざるは自然の勢なり。

一九〇六年六月議會に於て、ジョーレスは閣員クレマンソーに對し先づ社會主義に關する一大論戰を開けり。又外交に就てはモロッコ問題に對する政府の方針に反對し局外中立の地位に立つことを主張し、内政に關しては政府がエルヴェ一派の非軍國主義に對し加へたる鎮壓に就き猛烈なる攻撃をなせり。此議會に於て社會黨員コンスタンは同盟罷工に關係せる郵便局吏員の處罰を免除する法案を提出せるが、政府の反對あり、終に一二七に對する三〇〇の反對に依り否決せられたり。是等社會黨の行動は痛く急進黨及び其他の政黨の感情を害したる爲に、一九〇七年の議會に於て、豫算委員の選定に就き社會黨員は凡て除外せられたりき。而して社會黨は之に對する報復の手段として、豫算全部の否決を

以て其黨議と定め、豫算案の本議に上るや社會黨員は三名の賛成者及び十二名の棄權者ありし外、舉つて豫算全部に反對せり。

此以後、急進黨を中心とせる内閣は相踵で組織せらるゝや。社會黨員を招致して閣員に列せしめたる事例少なしとせず。一九〇九年ブリアン内閣に於てミルラン、ヴェグニエーが入閣せるが如し。去れど是等の場合に於て社會黨は彼等に對して除名の處分を行ふが然らざれば彼等自ら進んで脱黨せり。

社會黨の統一以後、總選舉を経ること三回、社會黨議員の數漸次増加したり。殊に一九一四年の選舉に於ては社會黨の議員數は百名を超へ、社會黨の前途に偉大なる光明を與へたり。茲に一九〇六年以後社會黨の議員數及び投票數を掲げん。

| 議員數 | 投票數 |
|-----------|---------|
| 一九〇六年 | 五三 |
| 二二(獨立社會黨) | 八九四、九三四 |

一九一〇年

七六

一、二〇九、三六九

二四(獨立社會黨)

一九一四年

一〇二

未詳

三〇(獨立社會黨)

近時社會黨の内部には四派の暗流あり。内訌頻りに起らんとす。茲に
此四派の懷抱せる主張の一斑を示さん。

(1) エルヴェ派 此派はエルヴェを始めラガーデル之に屬し、無政府主義の理想に依り非國家非軍備論を主張し、又サンデカリズムの理想に依り一般同盟罷工等の所謂直接行動を唱道せり。此派は社會黨中の最硬派と云ふべく社會黨極左黨の名稱あり。

(2) ゲスト派 此派はエルヴェ派の如く極端なる理想を抱くものに非らず。社會的革命は宜しく國家的なるべく労働者は決して國民たることを忘却すべからず、而して社會黨は選舉に依り議會に多數を占むるを以て其運動の主眼とすべく、政治の局面に於て其目的を貫徹すべきこと

を主張せり。

(3) ブルース派 此派はブルースの系統を襲ひ、ブルトン、ブルニエール、ヴランヌ等之が主腦たり。エルヴェの主張に對しては極力之に反對し尙ほゲストにも賛成せず。頻りに社會黨と急進黨の聯合を圖り社會政策の實行に汲々たり。此派は社會黨中の軟派にして社會黨右黨とも云ふべきものたり

(4) ジョーレス派 此派は各派の中間に立て中立の態度を持するものたり。エルヴェ派とは全く其主張を異にし、ブルース派とゲスト派に對しては不偏不黨の關係を存せり。其行動は稍々ゲスト派に近きも、ゲストが職工組合を以て社會黨の機關となすことを圖るに反對し、職工組合は獨立の行動をなすべきことを主張せり。

今黨内に於る各派勢力の消長を按ずるにジョーレス派多數を占めたり。エルヴェ派は一少部分に過ぎず。社會黨統一以後の總會に於てジョー

レス派の提案は多く可決せられたるを見て之を知るべし。

社會黨の將來　社會派統一の顛末は右述ぶる所の如し。余は是より過去の事實に基きて社會黨の將來を豫想するに當り、先づ起る所の疑問は、此統一は永久持續し得べきや否やに在り。願ふに小黨分裂は佛國政黨の特徴なり。殊に社會黨に於て其然るを見るなり。然りと雖も社會黨の統一は先に述ぶるが如く、幾多の迂余曲折を経て成立せるが故に將來に於て再び舊態に復するものと思惟すべきに非ず。現在黨内に於て四派の區別あるも、此區別たるエルグエ派を除きては其大體の方針に於て大差あるに非ず、彼等は既往の經驗に鑑みて妄りに小黨分裂の弊に陥るの愚をなさざるべし。而してエルグエ派は極めて少數にして大勢を動かすの力なきものたり。且又從來小黨の分裂は多くは各派首領の個人的關係に基けるものにして、其主義や其理想に就て彼等の提携を妨ぐるものなし。而して所謂社會黨の元老にして夫の巴里騒亂に關係せし

者は前後相踵いで凋落し既往の歴史に何等の關係なく、只主義に依て動く所の新進氣鋭の人々が幹部の地位を占むるに至つては、統一の基礎次第に鞏固となるは必然の勢なり。加之のみならず社會黨の國際關係は漸次親密を加ふるあり、各國の社會黨は同一旗幟の下に集まり同一の理想を標榜するの形勢已に顯著なる現時に當り、佛國社會黨のみが徒らに個人の關係に拘束せられ小黨分裂の痴態を再演せんとするも、列國の社會黨は之を雲烟過眼に付することなく、之が統一に必要な手段を講ずることは既往の事實に徴して明かなり。是等の事實に依り考ふるときは佛國社會黨統一の基礎は已に成れりと斷言するを憚らず。只憂ふべきは社會黨内に於る所謂理想派と實行派との衝突なるべし。獨逸に於て此二派の衝突は多年の宿題となり、荏苒今に至るの事實に徴するとき、は佛國社會黨の前途は此危険なしと云ふべからず。今や社會黨は理想派の指導に依つて動けるも、實行派の急先鋒としてミルラン一派の存在

せるあり。而して急進社會黨は之が有力なる後援たり。何れの時が實行派は其頭を擡げ二派の軋轢を馴致することなきを保せず。是れ佛國社會黨の將來に於て最も注意を要することなるべし。

余は次に社會黨と急進黨との關係を説明し、由て以て社會黨の將來をトするの資料に供せんと欲す。

社會黨と急進黨の關係　佛國に於る社會黨と急進黨との關係は他國に於て未だ其比を靚ざる特種の事實たり。此關係が一面に於ては社會黨の統一に向つて至大の障害を與へたると同時に一面に於て社會黨をして政府の組織に参加し政權を獲得することを得せしめたることは先に述ぶる所の如し。然り而して社會黨の統一已に成り急進黨に對する關係斷絶せる現時の状態は、永久に持續するを得べきや否や、疑問に屬せざるを得ず。然れども余の見る所に依れば社會黨と急進黨との關係は最早社會黨の大勢を動かすの力なきものたり。蓋し此二政黨は各々其

構成の要素を異にせり。社會黨を構成せる者は労働者なり。急進黨の中堅たる者は中産者なり。社會黨は純然たる労働者の黨派たり。急進黨は小農商工の黨派たり。労働者と中産者は從來政治の局面に於て共同の敵たる復古的保守黨派に對して互に相提携せり。佛國共和政體の基礎は此二階級の抱合に在ることは歴史的事實なり。獨佛戰爭以後、復古的思想を排除し帝政主義の迷夢を攪破し、終に共和政體を確立せるは此二階級の勢力の結果に外ならず。然るに共同の敵は已に其力を失ひ政體の基礎鞏固となりたる現時に於ては最早此提携の必要なし。而して社會主義が労働者の間に侵入するに従つて、中産者と労働者の關係に於て次第に其理想は疎隔し其感情は融和せず、頻りに利害の衝突を起すに至れり。願ふに現社會の經濟組織に對する根本の觀念に於て、中産者は之を維持存積することを圖り社會主義の理想とせる新社會に反對するは必然の勢なり。是れ獨り佛國に於て見る所の事實たるのみならず

獨逸、露西亞等に於ても亦然り。中産者階級の思想の傾向是の如し。而して労働者が漸次社會主義に歸依するに至つては、此二階級の政治運動は到底同一の歩調を執ること能はざるは亦已むを得ざること、云ふべし。

中産者と労働者の反目敵視は常に其思想感情に於て起れるのみならず政治上の實際問題に於ても亦利害の相反せる事實は近時頻りに發生せり。例へば工場法の施行に關し、從來適用の範圍は主として大工場に限り。例へば工場法の施行に關し、從來適用の範圍は主として大工場に限られたるを以て、小工業者は之に依つて束縛を受くること少く敢て之を意に介せず寧ろ労働者に同情を表せしも、法律適用の範圍は次第に小工場に及び、労働條件に危害豫防に嚴重なる監督を受くるに至つては、小工業者も亦大工業者と與に之に反對せざるを得ず。又職工組合の運動に就ても、從來職工組合は主として大工場の労働者の間に組織せられたるも、漸次小工場の労働者を網羅すること、なれり。従つて小工業者が

職工組合に對し反對の態度を執るに至るは亦已むを得ざることたり。右述ぶる所の事情に基き中産者と労働者との反目其度を高むるに従ひ中産者を中心とせる急進黨と労働者を基礎とせる社會黨との關係次第に疎隔するに至るは自然の勢なりと云はざるを得ず。然るにミルラン入閣以來、二黨の提携屢々事實となりて現はれたるは、全く主義や理想に關係なく一時の黨略に基けるものに外ならず。將來に於ても亦社會黨は巧慧なる政治家の利用する所となり、黨略の美名の下に其根本の主義を犠牲に供することは屢々之あらん。去れど此關係や一時の事實たるに過ぎず、永久に持續することを豫想すべきにあらず。是等の事實に徴するときは、社會黨は急進黨の爲に其基礎を破壊せらるゝ危険は斷じて之なかるべし。

社會黨と無政府黨の關係　社會黨の前途に就て無政府黨との關係を明にするの必要あり。社會主義と無政府主義とは其根本の觀念に就て

全く其趣を異にすることは云ふまでもなし。去れば十九世紀の六十年代に於て社會主義を主唱せるマークスは無政府主義を代表せるバクニンと斷然分離して、各々獨立の運動をなすに至りしより、各國に於て此二主義の區別は鮮明となれり。然れども八十年代の頃より佛國に於る無政府主義の運動は次第に猛烈となり、クロボトキンを始めとしゴーチエ、ミッシェル、ブーゼーの徒頻りに言論に文章に此主義の傳播を務め、又詭激なる黨員は所々に出沒し所謂直接行動の暴舉を企て一八九二年には終にカルノー暗殺事件の發生を見るに至れり。而して是等無政府黨員の中には社會黨に屬せる者あり。此二黨派は表面何等の關係なきも、事實に於ては多少の聯絡なしとせず。一八九七年倫敦に開かれたる列國社會黨大會に於てクロボトキン、グラープの二氏除名の決議に際し佛國社會黨の代表者は此採決に加はることを避けたり。又先に述べたる如くカルノー暗殺事件の後、政府が無政府黨鎮壓に關する法案を議會に

提出せるに際し社會黨議員は擧つて之に反對したり。當時社會黨の意思は強ち無政府黨を辯護するに在らざるも、一度是の如き鎮壓手段を認容せば政府は何れの日か同一の手段を社會黨に加ふるやを知らず。獨逸社會黨がビスマルクに依つて被りたる悲惨なる境遇は他日佛國社會黨の運動を支配するの處あるを恐れたるに依るならん。

願ふに社會黨と無政府黨とは其主義に於て異なる所あり、其行動に就ても亦同一の歩調を執るべきに非らざるが故に、此二者の關係は次第に冷却し來れり。一方に於てはクロボトキン等は頻りに社會黨に向つて惡聲を放ち、忠實なる労働者の保護者に非すと非難し、一方に於ては社會黨は無政府黨の暴舉を指摘し、世人に對し二主義の畛域を明にすることを務めたり。殊にカルノー暗殺事件以後、社會黨は無政府黨と何等の關係なきことを明かにするに汲々たり。無政府黨鎮壓法案の院議に上れる際に、社會黨の議員は此法案に反對せるに拘はらず、無政府黨の主義行動

に就ては極力攻撃の矢を放てり。ロッシユは社會主義と無政黨主義とは永炭相容れざるものと断定しプランキー派のシヨーヴェルハ吾人は青天白日の下に公然革命を起すことを望む者なり、竊かに爆發物を投ずる無政黨の暴舉は警察や軍隊の威力を濫用する専制君主の壓制と其罪を一にすと論じたり。

社會黨と無政黨との關係に就て既往の經過は右述ぶる所の如し。然るに近時無政府主義者は其運動の主力を職工組合に注ぎ、頻りに「サンデカリズム」の思想を鼓吹せり。「サンデカリズム」の思想に就ては他日之を詳説するの機會あるべく茲に之に論及せざるも、要するに此思想に依れば労働運動の方針は職工組合の一般同盟罷工等に依るべきものとし、社會黨に依る政治運動は寧ろ之を輕視するものなり。若し此思想にして多數の職工組合に侵入せんには社會黨は其本據を失ふに至るべし。且又社會黨内に於ても無政府主義者たるエルヴェー派は頻りに非軍備非

國家の思想を鼓吹し、事實の問題として軍備の擴張に最も強硬なる反對をなせり。此一派は未だ黨内の一小部分を占むるに過ぎず、其勢力見るに足るものなしと雖も、其思想の奇抜斬新なる爲にや、労働者の間には之に傾ける者漸次増加し、此運動の前途や測るべからず、社會黨の一角或は之が爲に崩壊し去るの危険なしと云ふべからず。

社會黨と農民問題　佛國社會黨の前途には尙ほ他の重要な問題横はれり。何ぞや社會黨と農民の關係是なり。願ふに社會黨の農業に對する方針、即ち社會黨は私有財産廢止の主張を農業に及ぼし小地主の廢止を圖るべきや否やの問題は、各國社會黨に共通なる至難の問題なり。獨逸に於て此問題は頻りに講究せられ、之が解決の奈何に依ては黨内の一致を破るの虞あるが爲に今に至るまで宿題として留保せられたり。殊に佛國は小農制の行はるゝ國なるが故に、此問題は社會黨の黨勢擴張に關し重大なる影響を及ぼすものなり。若し小地主の廢止を標榜せん

か、多數農民の恐慌を來し、社會主義は彼等の排斥する所となり、黨勢の擴張に至大の障害を生ずべし。若し然らずして此理想を拋棄し小地主を保存し寧ろ之に對する保護政策を聲明せんか、農民の歡迎を受くること必然ならんも、是くては社會主義の根本たる私有財産廢止の理想に背戻せりとの非難を起すを免れず。社會黨の有力者は此問題の解決に苦心せること獨逸に於るよりも尙甚しきものありと云ふ。

余は茲に此問題に關する既往の經過を述べんに、一八九四年グズド派はナント總會に於て、農業に於る土地の國有は他日の問題となすべきことを決議せり。之に對してマークス社會主義の崇拜者は社會黨は已に社會主義の理想を拋棄せるものとして之を非難せり。

一八九七年議會に於て、ジョーレスは農民に對する社會政策に就き政府に對し質問をなし、同時に之に關する彼の意見を發表せり。即ち農業労働者に對しては最低賃限を定め、又老廢保險の制度を設くること、小作人

に對しては土地に加へたる改良の報酬を地主に要求するの權利を與ふること、小地主に對しては地租を廢止し低利資金を以て其負債に對する救濟を行ふことを主張し、而して土地の國有に就ては之を他日に譲り時勢の推移を俟つべきことを公言せり。

社會黨の統一後此問題は頻りに討究せられたり。一九〇八年ツールーズ總會に於てコムペル及びモレルの之に關する報告あり。一九〇九年サンテチエン總會に於ては之に關する特別委員を選定し之が調査をなさしめたるも、未だ何等の決議を見るに至らざりき。

右述ぶる所に依れば農民に對する社會黨の方針は未だ確立せざるものゝ如し。此方針にして一定せざる間は、社會黨の黨勢擴張の範圍は工業労働者に限極せられ社會黨の議員が議會に多數を占むるの時機は何れの日にあるや之を知るべからず。是れ社會黨の將來に重要な關係を有せることたり。此問題に關し社會黨の領袖が苦心焦慮せるは偶然に

非らずと云ふべし。

第四章 佛國に於る社會政策の近況

社會政策の方針 獨佛戰爭以後、十餘年間佛國に於る社會問題は極めて平穩の状態を保ちたり。當時獨逸に對する敵愾の念は上下に滿ち、臥薪嘗膽只管ら報復の計畫に餘念なし。是の如き時期に於て資本家と勞働者の階級闘争は其跡を歛め、社會主義も亦其頭を擡ぐるに由なきは固より怪むに足らず。其後戰敗に伴ふ創痍漸く愈へ社會の秩序稍々整ひ而して社會問題は更らに勃興せんとするや、政府は之を雲煙過眼に付し、之に關し何等の施設をなすことなく、只個人の自由なる漠然たる理想の後に隠れ、時勢の推移に放任せんとするものゝ如し、而して個人の自由に依る所の個人的方針に基きて社會問題の解決を試むるの誠意は毫も之を認むることを得ざるなり。夫の職工組合等の運動に對し之を獎勵保護する施設は全たく之なきのみならず、寧ろ資本家に迎合し其發達を阻害

せんとするの傾向あり。政府の社會問題に對する方針は由つて以て之を推すことを得べし。

八十年代の頃より階級の鬭争次第に其萌芽を現はし社會の平和漸く亂れんとするや、政界の有力者は此危機を看破し政府の方針稍々變化し、個人的方針に依り労働者の團體に向つて獎勵保護を加ふることゝせり。一八八四年職工組合法を制定したるが如き以て其一斑を窺ふに足るべし。次で九十年代に至りて、政府は社會政策に關する國家の施設の急要なることを明かにし、先づ社會政策に關する各種の機關を設置し、決議の機關として高等労働會議を起し又實行の機關として労働局を設けたり。此調査の結果として一八九二年工場法に改正を加へ、一八九八年災厄責任法を制定するに至れり。是等の事實に就ては之を拙著労働問題の大勢に譲り茲に之を述べず。

佛國に於る社會政策が個人的方針より國家的方針に推移するの兆候は、

此時期に於て現はれたり。此以後政權の中心は漸次右黨より左黨に移り、殊にミルラン一派の社會黨員を介して急進黨と社會黨の接近其度を加ふるに従つて、政府の社會政策に於る國家的方針の色彩は益々鮮明となり、今世紀の初期より歐洲大戰に至るまで、政府の社會的施設は益々其歩を進め英獨兩國に比し毫も遜色なきに至れり。

余は茲に是等立法の沿革を叙述するに先つて、佛國に於る社會政策の方針の變化是の如くなるは奈何なる原因に依るかの問題を説明せんと欲す。十九世紀の末葉に當り、國家的方針に依る社會政策の萌芽は始めてビスマルクに依りて獨逸の國土に發生したり。歐洲各國殊に英佛兩國の如き自由放任を以て經濟政策の金科玉條となせる國に於て識者は驚異の眼を以て之を見たるのみならず、寧ろ冷笑の態度を以て之を迎へたり、然るに獨逸に於る社會政策の效果の顯著なるものあり、社會問題解決の曙光漸く現はるゝに及んで、英佛兩國に於て人心は靡然として之に向

ひ學者や政治家も其持説を改め其理想を變ずる者其數を加ふるに至れり。

願ふに此時代に於て佛國の經濟思想に互に反對の傾向を有せる二大潮流存在せり。一は從來の傳統的的思想たる自由主義にして、一は時勢の必要に促かされて起りたる干涉主義なり。前者の代表者はボリユーにして、彼は雜誌エコノミスト、フランセーを本據として其理想に向つて奮闘せり。議會にはセーあり、パツシーあり、ブイナールあり。就中最も有力なる學者をギョーとなす。後者の代表者は學界に於てコーウエスあり、サンマークあり、ジードは雜誌レヴュエノミーポリチックを以て其宣傳の機關となし、紀へす其理想を公表せり。政界に於ては共和黨の領袖メリオンは自由主義と絶縁せることを宣言し、クレマンソーに依つて代表せられたる急進黨の有力者も亦多年の主張を抛つて干涉主義に基ける政綱を發表するに至れり。急進社會黨や社會黨が此思潮に左袒せるは云

ふまでもなし。此經濟思想の衝突に就て、自由主義は漸次其力を失ひ、干涉主義の勢力は滔々として禦くべからざるものあるに至れり。

經濟政策の根本に關する思想の變化是の如きものあり。社會政策の方針も亦之に伴つて變化せざるを得ず。從來個人的方針に依り、只職工組合其他の勞働者の團體の發展を期圖するを以て満足せる政府當局や民間の有力者も、終に其主張を改め國家的方針の畫策に向つて其主力を傾注するに至れり。右述ふる所に依れば、佛國に於る社會政策に關する方針の變化は經濟的社會的思想の革新に伴つて起りたるものにして、而も其動機は多年の仇敵たる獨逸人の創意にあることは實に奇異の感を起こさしむるなり。余は更らに佛國に於る政治的事情殊に政黨の關係に就き、此社會政策の方針變化の原因を説明せん。

獨佛戰爭以後、佛國に於て政權は常に保守的傾向を有せる共和黨其他の右黨の手に歸したりしが、急進黨を中堅とせる左黨の勢力は次第に擴大

し、前世紀の末葉に至り急進黨内閣の組織せられし以來、政權の樞機は常に急進黨の掌握する所となり、急進黨を離れて鞏固なる政府の組織は得て之を望む能はざることゝなれり。然り而して急進黨が選舉に於て其根據となせる所の社會階級は中産階級を主とし、労働者之に加はることには固より言を俟たず。殊に社會黨が小黨分裂の弊に陥り合同の機運未だ熟せざるの時に當つて、労働者の多數が之に左袒せるは自然の勢たり。社會黨の統一後と雖も、佛國に特有なる急進社會黨なるものあり、急進黨と社會黨の間に介在し、而も急進黨に對する關係は濃厚にして恰も急進黨の別働隊たるの看あり。此政黨の根據は労働者に在ることは亦云ふまでもなし。急進黨と労働者階級との關係の密接なることは是の如しとせば、急進黨が社會政策に關する國家の施設に對し、其全力を注ぐは黨畧の必要上當然の事たりと云はざるを得ず。

且又急進黨と社會黨の關係に於て、急進黨の社會政策に對する方針の變

化を促すべき事情あり。前世紀の九十年代、社會黨が總選舉に於て始めて五十有餘名の議員を選出し百萬の投票を收めたるより以來、今世紀に至り其勢力は實に冲天の勢あることは先きに述ぶる所の如し。急進黨は假令ひ急進社會黨を加ふるも、未だ議會の多數を占むること能はず、必らずや社會黨の援助を求むるに非れば政府の基礎鞏固なるを得ざるなり於て是乎、急進黨は政權掌握の前提として社會黨と提携するの必要を生ずるなり。此事實たる一八九九年社會黨員ミルランが急進黨内閣に入つて閣員の席を得たるを以て嚆矢とし、爾來急進黨の内閣は常に社會黨に對して秋波を送り、而して急進社會黨は之が媒介の地位に立てるものゝ如し。社會黨に於ても其領袖たる者、黨議の制する所となり、聯立内閣の形式を採る能はざるも、事實に於て提携の結果を生じたる事例屢々之ありき。假令ひ然らざるも、所謂不就不離の態度を以て急進黨に對するの事實は掩ふべからざるものあり。

急進黨が社會黨と親密の關係を持續し、其歡心を結ぶ爲には社會政策の實行は實に急要の事なり。之を實例に徴せんにミルラン入閣の際、急進黨の政府は此方針を告白し、銳意之に力を致したり。彼は職に在ること僅々三年に止まり、充分其抱負を實行すること能はざりき。而して彼の手に成る施設は斬新耳を聳るに足るものなきも、亦傳ふべきもの少なしとせず。工場法の改正を行ひ、労働時間の制限に十時間の均一制を採り、又各地方に労働會議所を設置し、労働者資本家雙方の代表者を以て之を組織したるが如き其の顯著なるものなり。

余は更らに急進黨と社會黨とが其社會政策の方針に就き、奈何なる關係を有せるかを示す爲に、茲に一九〇六年の總選舉に於て此二大政黨の發表せる社會政策の政綱を摘録せん。

急進黨の政綱の要旨左の如し。

(1) 地租其他三種の直接税を廢し、代ふるに累進税制に依る所得税を以

てすること。

- (2) 東部鐵道の國有。
- (3) 軍事裁判の改良。
- (4) 労働保險法の制定。

是等政綱に對し社會黨は敢て之に反對せざるも之を以て足れりとせず。地租其他の直接税を廢することは労働者に對し何等の利益を與ふるものに非らず、何ぞ進んで消費税を廢止せざるかと論じ、鐵道の國有は、何故に之を東部鐵道に限るか、軍事裁判は宜しく之を廢止すべし、労働保險に就て労働者より保險料を徵收するは不當の事なり、須らく國費を以て之を支出すべしと主張せり。次いで自黨の社會政策に關する政綱を發表せり。其主要なるもの左の如し。

- (1) 工場法を改正し、労働時間を八時間に制限すること。
- (2) 政府の官吏及び地方團體の吏員に對し結社の自由を認むること。

- (3) 労働保険に就き災厄、疾病及び失業に關する制度を設くること。
- (4) 相続税を創設し又累進税制に依る所得税を設くること。
- (5) 獨占事業の國有。
- (6) 比例選舉法の實行。

是等の政綱を比較對照するとき、急進黨の主張は社會黨に比し其距離遠しとせず、社會政策に關し、二黨提携の餘地實に綽然たるものあることは之を推知するに難からず。

是等の事實に依り、急進黨が社會政策に關する國家の施設を以て其政綱の主要なるものとなすに至りし理由を明かにするを得べし。右黨に屬せる各派政黨にして本來保守的理想を有せるものも、亦近時社會黨の偉大なる發展に就て恐怖の念を起し、之が對抗の手段として社會政策を鼓吹して、労働者の主張に迎合するの形勢を生じたり。夫の獨逸に於て中央黨は云ふも更なり、保守黨に至るまで、其色彩に濃淡の區別

あるも、相競ふて社會政策を標榜せると其狀を一にせり。是くて國家的方針に依る社會政策は極端なる保守思想を有せるもの、外、各派政黨の共同の政綱となるに至れり。近時佛國に於る社會政策に關する方針の變化を來たすもの、亦偶然ならざること、を明かにするを得べし。

社會政策の内容 佛國に於る最近社會政策に關する立法の重要なものを擧ぐれば、労働紹介法、老廢救助法、老廢保險法、賃銀公定法、労働法典是なり。是等の法律たる先きに述ぶる所の英國に於る社會政策に比し、其種類殆んど同一なるのみならず、其制定の時期に於て彼是相前後せるものたり。時勢の趨向以て知るべきのみ。余は是等の立法に就き順次説明を試むるに當り、主として制度の骨子を抽出するに止め、利害の批評は英國の制度に就て述べたるものに依り讀者の推定に委せんと欲す。労働紹介法は一九〇五年の制定に係り、其の主眼とする所は營利事業たる労働紹介に向つて嚴重なる檢束を加へ、都市事業たる労働紹介を以て

之に代はられむるに在り。是より先き一八九七年私設労働紹介所に關する取締法制定せられ、營利の目的を有せる労働紹介の設立に就ては自治體の許可を受くることとし、又手数料の額及負擔に就ては自治體の命令に依り之を定むることとせり。然るに此法律に依つては營利事業たる労働紹介の弊害を阻止するの效果未だ充分ならず、又之に代はるべき制度の規定を欠けるを以て、茲に新たに法律を制定するに至れり。此法律の要旨左の如し。

- (1) 新たに營利事業たる労働紹介所を設くるを得ざること。
- (2) 現存せる營利事業の労働紹介所は自治體が必要と認むるときは、五個年以内に之を禁止すること。
- (3) 人口一萬以上の都市には都市事業として少なくとも一個所の労働紹介所を設けしむること。

此法律を以て英國に於て一九〇九年制定せられたる労働紹介所法に比

較するとき、佛國に於ては、都市事業たる労働紹介を本位となし、英國に於ては國立の労働紹介所を以て中心となせり。願ふに制度は國情に伴つて異ならざるを得ず、二者の優劣は一概に之を斷定すべきに非るも、之を社會政策の理論に徴するとき、佛國の制度は英國に比し遜色あることは英國の制度に就て述べたる所に依り之を推すことを得べし。

老廢救助法は一九〇五年の制定に係り、老衰及び廢疾に對する公共の救助を以て其立法の目的となせり。此法律は從來實行せられたる窮民救助法に於ける欠陥を補充せるものにして、社會政策の見地より何等新機軸を出せるものに非らず。願ふに佛國に於る窮民救助法は制度の上に於ては各種の窮民に就て只病者、孤兒、棄兒、癲癩等の救済をなすに止まり、老廢の救済は事實に於て之を行ふ場合あるも、其方法たる甚だ不完全にして且つ一般に普及せざるなり。此制度の缺陷を匡正する爲に本法の制定を見るに至れり。

此法律の要旨は左の如し。

- (1) 自治體は左の條件に相當する窮民を救助するの義務を有す。
 (a) 年齢七十歳以上或は不具廢疾の者。
 (b) 何等の資産なく且つ勞力に依つて生計を營む能はざる者。
- (2) 本法に依り自治體の救助を受くるには五年以上其自治體に住居するを要す。此條件を具備せざる者に對しては縣又は政府之を救助するものとす。
- (3) 救助の方法は院内救助又は院外救助とし、院外救助の場合には金錢の附與を主とし場合に依り物品を以てすることを得。
- (4) 救助に要する自治體の財源は窮民救助基金の收入及び此目的の爲に賦課せらるゝ特別税の收入とす。
- (5) 特定の場合に於て自治體は縣費の補助又は政府の補助を受くることを得。

此法律は英國に於て一九〇八年に制定せられたる養老年金法と立法の動機を同ふせるものと云ふことを得べし。去れど制度の内容に於て其趣を異にせるもの多し。立法の精神に就き佛國の法律は先きに述ぶる所の如く窮民救助法の擴張に過ぎざるも、英國の法律は窮民救助法に關係なく、特別の理想に依つて起りたるものなり。適用の範圍に就き、佛國の法律は老衰廢疾の二者を包含せるも、英國の法律は唯老衰に限りたり。又經費の負擔に就き、佛國の法律は自治體を主とし、縣又は政府の補助を與ふるも、英國の法律は全たく國費を以て之を支辨するものとせり。本法の施行に就き政府は國費、約一千萬法の豫定なりしが、施行の結果は二千三百萬法を要することとなり、而して此費額は歳を追ふて増加の傾向を示せり。政府は此事實に鑑み終に意を決して老廢保險法の制定をなすに至れり。英國に於て養老年金法の制定以後、同一の困難に陥りたる爲め識者は之を保險制度に包含せしむるの必要を唱道せると其軌を

一にせるは最近社會政策の歴史に於て注意を要する事實たり。老廢保險法は一九一〇年の制定に係り、保險の方法に依り老廢の勞働者を救助するを以て其目的となせり。而も強制加入の主義を以て此制度の基礎となせるは本法の特徴たり。顧ふに佛國にては從來官業として老廢保險局を設け任意主義に依りて其事業を經營したるが、本法に依りて老廢保險は其組織に就き其主義に就き全く新生面を開らくに至れり。

此法律の要旨左の如し。

- (1) 適用の範圍は凡ての勞働者にして一個年所得三千法以下の者とし、之に對し本法に依る保險組織に加入を強制するものとす。
- (2) 保險の目的は老衰及び廢疾、不具とし老衰の年齢は六十五歳とす。
- (3) 保險の組織は官業たる老廢保險局を主とし、特定の條件を具備せる地方團體保險局、共濟組合、職工組合及び單獨の資本家又は同業組合の

經營に係る保險組織とせり。勞働者は是等の保險組織に就き選擇の自由を有し、之に加入するの義務を負ふものとす。

- (4) 保險料は均一の方針に依り、賃銀等級に依り等差を設くることなし。男子は毎年九法、女子は六法とせり。傭主は勞働者と同額の保險料を納付するの義務を帯びたり。

- (5) 救済の方法は老衰、廢疾とも事實の發生以後、終身年金を給するなり。此年金額は已に納付せる保險料の總額に依り之を定む。

- (6) 政府の補助は年金交付の際に補助金を附加するものとす。老衰年金に就ては毎年六十法の補助を與へ、廢疾年金に就ては敕令の定むる所に依り一箇年六十法の範圍に於て補助金額を與ふるものとす。

今本法を以て之を英國にて一九一一年に制定せられたる廢疾保險制に比較せんに、保險の主義に就て、與に強制加入の方針に依り各種の保險組織を列舉して被保人に與ふるに選擇の自由を以てしたり。然れども是